

平成29年(ワ)第125号・第535号, 平成30年(ワ)第468号  
安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 阿部 裕 外224名(平成29年(ワ)第125号事件)

原告 上田 優美子 外 33名(平成29年(ワ)第535号事件)

原告 芥川 仁 外 19名(平成30年(ワ)第468号事件)

被告 国

準備書面(24)  
(最終準備書面その1)

令和2年12月23日

宮崎地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

同 松 田 幸 子

同 久保山 博 充

同 江 原 健 太

同 山 田 秀 一

外24名

# 目次

序章 はじめに — 私たちは何故新安保法制法違憲訴訟を提起したのか .....	7
<b>第1章 新安保法制法立法行為の違法性</b> .....	12
第1 新安保法制法の立法内容とその明らかな違憲性 .....	12
1 新安保法制法の内容 .....	12
(1) 法案の構成.....	12
(2) 新安保法制法によって導入された主要な制度 .....	14
2 新安保法制法の明白な違憲性（立法内容の違憲性） .....	14
(1) 集団的自衛権行使容認の違憲性 .....	14
(2) 後方支援活動等の違憲性.....	21
(3) P K O活動における新任務及び武器使用権限の拡大とその違憲性.....	23
(4) 米軍等の武器等防護の違憲性 .....	27
(5) 小括 .....	29
第2 新安保法制法の制定行為の違法性（公務員の職務違反行為） .....	30
1 平成26・7・1閣議決定（以下「26.7閣議決定」と表示）によるク ーデターの政府解釈の変更 .....	30
2 26・7閣議決定にかかわった閣僚，および国会議決にかかわった内閣総 理大臣ほかの国務大臣および国会議員の職務違反行為.....	31
(1) 閣議決定と国会による議決.....	31
(2) 国会における強行採決.....	31
(3) 新安保法制法の一見して明らかな違憲性と権利侵害の明白性.....	31
(4) 国務大臣及び国会議員の新安保法制法の違憲性の認識.....	32
<b>第2章 新安保法制法にもとづく日本の戦争参加の現実的危険性</b> .....	35
第1 はじめに.....	35
第2 P K O参加における自衛隊の武器使用の変化 .....	36

1	改正PKO法によって広がる自衛隊の活動・武器使用の緩和 .....	36
2	変質する国連PKO .....	36
3	南スーダンPKOへの自衛隊派遣で現実化した危険性.....	37
4	日本の組織・日本人が攻撃の対象となり戦闘に巻き込まれる危険の増大 .....	39
5	広がる自衛隊の海外派遣と戦争巻き込まれの危険の高まり .....	41
第3	米軍防護活動による米軍と自衛隊との関係，共同訓練の変化 .....	43
1	米軍等の武器等防護の追加.....	43
2	国民に隠される情報，奇妙な実績 .....	43
3	自衛官に委ねられている武器使用の判断の危険性.....	44
4	共同訓練の変化.....	45
5	日本への反感・危険を強めている米軍等の防護活動.....	45
第4	米軍による自衛隊基地利用状況や自衛隊装備の変化.....	47
1	米軍の自衛隊基地利用の状況.....	47
2	米軍の自衛隊基地利用範囲の変化 .....	47
3	自衛隊の装備の変化 .....	48
第5	敵基地攻撃能力兵器の保有の動きと日本有事への発展のシナリオ.....	49
1	浮上してきた敵基地攻撃論.....	49
2	新安保法制法によって朝鮮有事が日本有事となること .....	50
第6	米国の戦争に協力し参戦していくことが十分に予測されること.....	51
1	戦争を繰り返してきた米国と反対したことがない日本.....	51
2	変貌する自衛隊.....	52
第7	小括 .....	53
<b>第3章</b>	<b>新安保法制法の成立・施行により侵害された諸権利ないし法的利益 .....</b>	<b>54</b>
第1	はじめに.....	54
1	原告らの被侵害利益の複合性.....	54

2	新安保法制法成立により顕現した原告らの権利・法的利益の侵害.....	54
(1)	法的枠組みそのものによる権利・法的利益の侵害.....	54
(2)	法成立後の違憲事実の積み重ねによる権利・法的利益の具体的侵害..	55
第2	平和的生存権の侵害 .....	55
1	はじめに .....	55
2	平和的生存権の具体的権利性・被侵害利益性.....	55
(1)	平和的生存権の憲法上の根拠 .....	55
(2)	平和的生存権の権利内容.....	57
(3)	平和的生存権に関する裁判例 .....	57
(4)	平和的生存権の侵害 .....	59
(5)	「平和」の概念について.....	62
第3	人格権の侵害.....	63
1	人格権保障の根拠・内容について .....	63
2	人格権の内容及び新安保法制法による人格権侵害について .....	64
(1)	生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権.....	64
(2)	平穏生活権.....	64
(3)	主権者としてないがしろにされない権利.....	68
3	新安保法制法に内在する国民の権利制限による人格権侵害について.....	69
(1)	新安保法制法の法的枠組みと国民の権利制限 .....	69
(2)	有事法制による国民の権利制限の可能性を飛躍的に高めた新安保法制 .....	70
(3)	新安保法制の法的枠組みを認識することによる人格権侵害 .....	71
第4	憲法・改正決定権の法的権利性と侵害.....	72
1	はじめに .....	72
2	憲法改正・決定権の法的権利性.....	73
(1)	憲法改正・決定権の根拠と内容 .....	73

(2) 被告の主張に対する反論.....	74
3 憲法改正・決定権の侵害.....	75
(1) 新安保法制の本質と憲法改正手続の潜脱.....	75
(2) 損害の発生.....	75
第5 原告らの具体的被害とその深刻性.....	76
1 はじめに.....	76
2 原告らの具体的被害とその深刻性.....	76
(1) 戦争体験者（被爆者・引き揚げ体験者等含む）.....	76
(2) 戦争犠牲者（被爆者を含む）の家族.....	79
(3) 新田原基地周辺住民.....	81
(4) 子を持つ母親及び孫を持つ祖父母たち.....	81
(5) 自衛官家族等.....	83
(6) 教育関係者.....	84
(7) 法学研究者.....	85
(8) 研究者.....	85
(9) 宗教関係者.....	86
(10) 法曹関係者.....	87
(11) 行政関係者.....	87
(12) 若者.....	88
(13) 平和を愛し強く希求する宮崎県民.....	89
<b>第4章 原告らの損害と因果関係.....</b>	<b>89</b>
第1 原告らに生じた損害.....	89
1 原告らの受けた苦痛.....	89
2 金銭的評価.....	90
第2 公務員の故意・過失及び因果関係.....	90
1 国務大臣と国会議員の故意・過失.....	90

2	加害行為と損害との因果関係.....	91
<b>第5章</b>	<b>新安保法制法について司法による憲法判断が不可避かつ必要であること</b>	<b>91</b>
第1	はじめに.....	91
第2	立法国賠において保護されるべき権利ないし利益について（改めて被告への反論をかねて）.....	91
1	付随的審査制と事件性の要件.....	91
2	立法国賠における最高裁判所の判断枠組みと本件における違憲判断の不可避性.....	92
(1)	立法国賠に関する最高裁判決と判断枠組み.....	93
(2)	最高裁判決の判断枠組みの変遷.....	93
(3)	平成17年判決及び27年判決の判断枠組みと立法国賠における判断順序.....	96
第3	新安保法制法の司法による憲法適合性判断の必要性和重要性.....	96
1	最近の最高裁の活性化と憲法判断の精緻化.....	96
2	本訴訟における憲法判断の必要性.....	97
3	本件の被侵害利益の特殊性と憲法判断の必要性.....	98
(1)	被侵害利益の性質・戦争被害.....	98
(2)	違憲立法審査権の憲法保障機能と国家賠償制度の法治主義維持機能..	99
第4	小括.....	99
<b>終章</b>	<b>おわりに——原告らが裁判所に望むこと</b> .....	<b>99</b>

## 序章 はじめに — 私たちは何故新安保法制法違憲訴訟を提起したのか

1 2015年9月19日、多くの国民の憲法違反の安保法制法反対の声の中で、新安保法制法が成立した。

この新安保法制法は、日本が他国から攻撃を受けなくとも、同盟国を守るための集団的自衛権の行使という理由で同盟国と他国間の戦争に参加できるものとなっていることから、同法施行以降は日本と外国との戦争状態がなくとも、日本が同盟国と他国間の戦争にまきこまれる危険が発生する事態となった。

2 この新安保法制法成立以前は、日本が他国からの攻撃を受けていないのに他国との戦争に突入することは憲法違反として認められていなかった。歴代の政府も「それは憲法違反として認められない」というのが一貫した立場であった。

1993年3月に米国が北朝鮮への攻撃を検討したいわゆる朝鮮半島危機の際、米軍は日本政府に対して機雷の除去、武器弾薬の補給や輸送など1059項目の対策支援を求めたが、この時も日本は「集団的自衛権の行使は認められない」としてこれを断っている。

このように集団的自衛権行使を憲法違反として一貫して否定してきた日本が集団的自衛権の行使を認めた新安保法制法の立法によって自国への攻撃がされていなくとも同盟国の行う戦争に参加できる国へと大きく歴史の舵をきったのである。

3 戦後、米国はアジアで多くの戦争を行ってきた。その主なものでも朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イランイラク戦争等がある。

そしてこれらの多くに戦争当事者でなかった他の国が集団的自衛権行使の名の下に米国の同盟国として戦争に参加してきた。例えば韓国はアメリカが主導したベトナム戦争に集団的自衛権の行使という名目で参加し、幾万のベトナムの人々を殺害し、自らも5000人の兵員を死亡させるという結末をたどっている。

これに対し、日本は米国との長年の同盟国であり国内に幾つものアメリカの軍事基地を容認しながら、米国が行う戦争に参加したことは一度もなかった。それは憲法が他国との戦争を禁じ、集団的自衛権の行使についても歴代の政府が憲法違反にあたるとして一切認めてこなかったからである。

しかし、新安保法制法が成立・施行された今日においては、日本が米国の行う戦争に参加しないという保証はなくなった。これからは米国は世界のどこでも戦争を行う場合に同盟国としての日本に対して、米国が他国と行う戦争に集団的自衛権の行使という形で参加することを求めてくるであろう。これに対し、日本政府のこれまでの米国追従の姿勢からすると、自らが行う戦争への支援協力と参加を求める米国の強い要請を断れずに集団的自衛権の行使という形で米国の行う戦争に参加していく可能性は十分ある。

- 4 現在も米国は、日本に近接する中国、北朝鮮だけでなく、中東のイラン等との間に軍事的対立の芽を抱え、それが進行しつつある。万が一、米国とこれらの国との間に局地的にでも戦争が勃発した場合は、これを「我国の存立危機事態の発生」との政府の解釈、判断により集団的自衛権の行使として米国と他国との戦争に加わる可能性を否定できなくなるといわねばならない。

「集団的自衛権の行使」の名目で日本が同盟国アメリカの行う戦争にまきこまれることになるかどうか。まず日本の自衛隊の一員として戦争に参加することになる多くの若者が戦闘行為により死亡したり、重傷を負うことになる。また日本の若者が自衛隊員として戦闘で戦争相手国の兵員を大量に殺害することになりかねないのである。

- 5 2018年11月29日の国会（衆院安全保障委員会）において、防衛省の内部文書「機動展開構想想定案」（2012年3月29日付）が明らかにされた。

この内部文書（戦争想定案）によると、島嶼を守備する2000名の日本の配

備兵力に対して、島の占拠を狙う4500名の相手国侵攻上陸兵力との第1戦闘において日本側兵員1462名が死亡し、相手側2409名が死亡すると想定されている。そして続く第2戦闘（但し、日本側のみの追加投入兵力1774名）において日本側兵員1417名が死亡、相手側1412名が死亡と想定されている。こうして第1戦闘、第2戦闘の結果、その合計死亡者数は日本側兵員2879名、相手国側兵員3821名になるものと想定されている。

この内部文書でなされた「島嶼奪回作戦」の想定は、日本の島（石垣島を想定）が他国から攻撃された際の防衛戦争を想定したものであり、集団的自衛権の行使を想定したものではない。しかし、ここで注目すべきはそれがどのような形での戦闘であろうと、他国との戦争により日本が現実の戦闘行為に及ぶことになれば、これに参加した若き自衛隊員を大量に死亡させることを覚悟しなければならない現実があること、そして防衛庁自身が自ら作成した戦争想定案の中でこのことを想定し、その戦争で敵・味方あわせて数千の兵員が死亡することを平然と認めていることである。

- 6 新安保法制法によって、「我国の防衛に資する活動」をする他国（米国）の武器を防護するため自衛官に「武器の使用」が認められることになった。ここにいう「武器」とは艦船や航空機も含まれるとされているが、これは極めて危険な規定である。

即ち、新安保法制法により同盟国（米国）の艦船などを含む武器防護のために自衛隊の武器（戦闘機、艦船）を使用できることになったことから、何らかの偶発的なきっかけのもと、同盟国を攻撃する第三国と艦船、戦闘機を使用しての戦闘に突入する危険が現実のものとなっている。これは自衛隊が米国の艦船を防護するという行動をとることによって、艦船、航空機を使用した第三国との本格的戦争に巻きこまれてしまう危険があることを意味する。

7 問題が深刻なのは、それが集団的自衛権の行使という形で当初は局地的戦争にまきこまれていったものであったとしても、戦争はそれで終わるとは限らないということである。即ち集団的自衛権の行使ということで日本が同盟国の戦争相手国との戦闘行為を行えば、相手国は当然に日本も同盟国と一体となった戦争の敵国とみなし、反撃として場合によっては日本本土そのものの攻撃（例えばミサイル攻撃、戦闘機・爆撃機による空襲）を行うことも考えられる。そうなれば、日本は相手国との全面戦争に陥ることとなり、兵員のみならず一般市民を含む多数の国民が戦争の犠牲になるという最悪の事態もおこりかねないのである。

このように、新安保法制法の存在により憲法9条は空洞化され、いつでも日本が米国と他国との戦争にまきこまれるような危険が現実となった。そして日本がまきこまれる戦争によって多くの自衛隊の若者が、さらには多くの一般市民が生命を奪われ街や家屋を戦火で破壊される危機も私たちは覚悟しなければならなくなった。

8 私たちは戦争の永久放棄を宣した現憲法が、日本で310万人、アジアで2000万人ともいわれる未曾有の犠牲を出した第二次世界大戦の惨禍を経て、もう二度と戦争はしないという日本と世界の人々の固い決意の中で生みだされたものであることを忘れてはならない。

現憲法に明記された不戦の誓いは、戦争であまたの同胞を失い、街を、家を戦火で焼かれる等、戦争の惨禍と残酷を身をもって体験した私たちの両親、祖父母たちの血のにじむような願いがこめられたものであった。

戦争を二度としないと誓い、それを世界に約束した平和憲法があるのに、何故同盟国の戦争に加わって戦争に突入することを認める新安保法制法の存在が認められるのか。もし、新安保法制法の存在によって日本が他国間の戦争にまきこまれ、多くの若者、市民の生命が奪われ私たちの街も破壊されたら、いったい誰がどんな責任をとるのか。

9 集团的自衛権行使を認めた新安保法制が憲法9条に違反していることは、国会に招致された3人の憲法学者全員をはじめ、国内の9割を超える憲法学者がこれを指摘している。更に元最高裁裁判官、元内閣法制局長官等のかつて日本の司法ないし準司法の中核的存在であった有識者、日本弁護士連合会をはじめ全国の弁護士会等も悉く新安保法制は違憲であるとしている。

このように新安保法制が明らかに憲法違反であるのに、行政府も立法府も、このことについては見て見ぬふりをしており、これを廃止しようとする動きは全くない。

それどころか、行政府においては、新安保法制を法的根拠として特に国としての戦争協力の準備（米国製の新型戦闘機の大量購入、イージス艦増設、軍艦の空母化、敵基地攻撃能力保有につながる巡航ミサイル導入計画など）日本の戦争への加担を想定した米国及びその同盟国との軍事訓練（共同演習）等を強化しつつある。

原告らはこのような状況下で新安保法制による他国間の戦争への参加を止めさせるとしたら、裁判所が憲法に違反する法令の適用を抑止するために司法に与えられている違憲立法審査権を行使することにより、あらためて新安保法制が違憲であることを宣してもらいたいと考えている。

10 原告らの中には戦争体験者、小学生の母親、元裁判官、元教師、元大学教授、医師、医療関係者、一般市民、主婦、宗教家、農業者、歌人、弁護士、法学研究者、自営業、若者等々実に様々な属性の人々がいる。

このような原告らは既にみてきたように、新安保法制が日本の法制として有効にあり続ける限り日本はアメリカが行い或いは加担する戦争にいずれは巻き込まれることになる。そしてそうなれば、まず自衛隊の若者とその相手国の兵員を中心に多くの人々が殺害される、その戦争が拡大し国内まで波及することにな

れば、ひいては原告やその家族、友人知人も戦争の犠牲になる可能性があると考えている。

新安保法制法の存在により、日本がこのような戦争に巻き込まれ、数多くの犠牲を出す。米国の方針と行動いかんで他国間の戦争にいつ巻き込まれるかわからない。そのようなおそれが原告らの日常に重くのしかかってきているのである。

11 原告らが一致して願っていることはただ一つ。私たちの日本が戦争に巻き込まれないこと、平和憲法が定められて今日までの戦後70数年間がそうであったように、日本に生きる私たちが誰一人として他国との戦争で殺されないこと、そして誰一人として戦争で他国の人を殺すようなことが起こらないことである。

そのためには、日本を他国間の戦争にまきこむ危険をもつ新安保法制法が違憲であると権限のある国家機関が宣明し、その施行を直ちにやめさせなければならない。

原告らは、裁判所の違憲立法審査権にもとづく勇気ある違憲判決が新安保法制法を根拠とした他国との戦争をさせないための大きな力になると信じている。原告らはそのことを心から願って、この提訴に踏み切ったのである。

## 第1章 新安保法制法立法行為の違法性

### 第1 新安保法制法の立法内容とその明らかな違憲性

#### 1 新安保法制法の内容

##### (1) 法案の構成

新安保法制法は、ア．我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平和安全法制整備法）という自衛隊法など10本の法律の改正を1本にまとめた法律と、イ．国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（国際平和支援法）という1本の新たな法律からなっている。

ア. 平和安全法制整備法を構成する法律（法律改正によるもの）

- ① 自衛隊法
- ② 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）
- ③ 周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法）の改正としての「重要影響事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（重要影響事態法）」
- ④ 「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（旧船舶検査活動法）の改正としての「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船舶検査活動法）」
- ⑤ 「武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（旧事態対処法）の改正としての「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）」
- ⑥ 「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴いわが国が実施する措置に関する法律」（旧行動関連措置法）の改正としての「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴いわが国が実施する措置に関する法律」（行動関連措置法）」
- ⑦ 「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（特定公共施設利用法）」
- ⑧ 「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」（旧海上輸送規制法）の改正法としての「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」（以下、「海上輸送規制法」という。）
- ⑨ 「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（旧捕虜取扱い法）の改正としての「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（捕虜取扱い法）」

## ⑩ 「国家安全保障会議設置法」

### イ. 国際平和支援法（新規立法）

テロ特措法やイラク特措法のような時限立法ではなく恒久法として、地域の限定もなく、我が国の平和と安全に関係ない場合でも、国際社会の平和及び安全を脅かす事態（国際平和共同対処事態）として国連総会や安保理決議がある場合には、協力支援活動や捜索救助活動等ができることとした。

### (2) 新安保法制法によって導入された主要な制度

上記各法律の改正及び制定によって新たに設けられた主要な制度を統一的にみると、①集団的自衛権の行使（存立危機事態への対処）を含む有事法制関係、②重要影響事態への対処（後方支援活動）、③国際平和共同対処事態への対処（協力支援活動等）、④国際平和協力業務の拡大、⑤グレーゾーン事態への対処等にまとめることができる。

## 2 新安保法制法の明白な違憲性（立法内容の違憲性）

新安保法制法の違憲性については、各訴状のほか、準備書面（2）（4）（13）（14）（1）で詳述したが、以下において主張を重点的に整理し補充する。

### (1) 集団的自衛権行使容認の違憲性

#### ア 憲法9条の解釈変更と集団的自衛権行使容認

##### (ア) 昭和47年政府見解

集団的自衛権と憲法との関係について、昭和47年政府見解（昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料）は、「憲法は、9条において、（中略）自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本とする憲法が、右にいう自衛のため

の措置を無制限に認めていると解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」とし、この憲法解釈が長年にわたって定着していた。

また、自衛隊の武力行使が許されるのは、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、の3要件（自衛権行使の3要件）を満たす場合に限りされるとされてきた（甲A70号証11頁～13頁）。

このように、個別的自衛権に基づく専守防衛が、憲法9条の下における防衛政策の基本とされてきたのである。

#### (イ) 26・7閣議決定と集団的自衛権の行使容認

26・7閣議決定は、従前の政府見解における憲法9条の解釈の基本的な論理の枠内で考えると、昭和47年政府見解にいう「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し」の「外国の武力攻撃によって」を、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」場合も含むとしたうえ、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存

立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである」とし、「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。」としている。

ちなみに、被告の答弁書には、「なお、被告は、平和安全法制整備法による改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団自衛権として違法性が阻却されるのは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を採っている。」とされている。

47年政府見解を曲解し、国内法と国際法の矛盾を糊塗せんとする論法であり、集団的自衛権に道を開いたことは明らかである。(なお、甲B91号証小西洋之意見書は、47年政府見解の「外国の武力攻撃」に「同盟国等他国への外国の武力攻撃」を含ませうという意図は当時の内閣法制局には全くなく、かつその後もそのような解釈を許容するような政府内の資料はないこと、従って47年見解と矛盾がないとする政府答弁は虚偽であり、解釈変更はねつ造であると述べる。)

新たな憲法9条の解釈によって、それまでの自衛権行使の3要件とされていたものが、①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

明白な危険があること，②これを排除し，わが国の存立を全うし，国民を守るために他に適当な手段がないこと，③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと，の3要件（自衛権行使の新3要件）に置き換えられることになった。

(ウ) 存立危機事態と自衛隊の防衛出動

事態対処法によれば，存立危機事態とは「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これにより我が国の存立が脅かされ，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。」と定義されている（2条4号）。そして，武力攻撃事態及び存立危機事態への対処について，3条ないし8条に，対処に関する基本理念，国の責務，地方公共団体の責務，指定公共機関の責務，国と地方公共団体との役割分担，国民の協力が規定され，9条ないし20条に対処基本方針の定め，対処本部の設置など，対処のための手続等が規定されている。

そして，存立危機事態における自衛隊の出動について，自衛隊法は，「内閣総理大臣は，次に掲げる事態に際して，我が国を防衛するため必要があると認める場合には，自衛隊の全部又は一部の出動を命じることができる。この場合においては，（中略＝事態対処法）第9条の定めるところにより，国会の承認を得なければならない。」，「二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これにより我が国の存立が脅かされ，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（76条1項，2号）と規定し，「第76条第1項の規定により出動を命じられた自衛隊は，わが国を防衛するため，必要な武力を行使することができる。」（88条1項）と規定している。

このように存立危機事態における自衛隊の出動は「防衛出動」であり，「必要な武力の行使」ができることになっている。武力攻撃を受けた他国の「後方支援活動」にとどまるのではなく，その他国と一緒に「必要な武

力の行使」をするのである。

## イ 集団的自衛権行使の違憲性

### (ア) 存立危機事態における「防衛出動」

集団的自衛権とは、国際法上、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有している」ことと解されている（昭和47年政府見解の冒頭部分、なお、国連憲章51条）。

新安保法制法に規定された存立危機事態における自衛隊の出動（要件）は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があり」、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」とされている。

したがって、存立危機事態における自衛隊の出動は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生しただけで、自国に対する武力攻撃が発生していない段階で、その他国に対する武力攻撃を実力をもって阻止しようとするものであるから、集団的自衛権の行使にほかならない。しかも、自国の存立を全うし、自国民を守るために他に適当な手段がないとして、密接な関係にある他国に武力攻撃をしている相手国に実力行使をすることは、「先制攻撃（先制自衛）」になってしまう（甲B112「安保法制下で進む先制攻撃できる自衛隊 半田滋著 参照。なお、半田滋証人は、新安保法制以後の自衛隊が武器や装備、訓練、基地利用等いずれにおいても米国や同盟国と一体となって他国を攻撃できるものに変貌したことを具体的かつ詳細に証言したが、それこそが新安保法制の本質を物語る。）

「存立危機事態における防衛出動」という用語をもって、「自衛の措置」であるとして正当化できるものではない。

(イ) 存立危機事態の不明確性と危険性

事態対処法 2 条 4 号に存立危機事態が定義されているが、概念が極めて不明確・無限定である。

第 1 に、「我が国と密接な関係にある他国」が全く明確にされていない。日米安保条約で同盟関係にある米国が入ることは間違いないとして、韓国、オーストラリア、英国、フランス、カナダなど、いわゆる自由主義国陣営の国々はすべて含まれるか、一切政府の判断に委ねられ、かつ際限なく集団的自衛権行使の機会が拡大することにもなりかねない。

第 2 に、「我が国の存立が脅かされ」という内容も不明確である。ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合、石油の供給不足となり、国民生活に死活的な影響が生じ、存立危機事態になり得る（国会審議中の内閣総理大臣答弁）など、経済的事情でも集団的自衛権行使の理由になり、かつ遠方の他国の領海内でも機雷の掃海行動を実施することが想定されている。極めて重大かつ深刻である。自衛隊が海外に出向いて武力行使をすることは、憲法 9 条で認められる自衛権の行使の範囲を明らかに超えるといわなければならない。

第 3 に、米国ないし米軍に対する他国からの武力攻撃が発生した場合の対処である。日米同盟に基づく米軍の存在及び活動がわが国の平和と安全を維持する上で死活的に重要であるから、米軍に対する武力攻撃は、「存立危機事態」に該当するとの短絡的思考に陥りやすい。しかし、米国は、世界最強の軍事力を持ち、世界各地に軍事基地と艦隊を配置している軍事強国であるうえ、戦後数々の戦争を積極的に行ってきた。米国が行ってきた武力行使が後の検証で国際法上違法であると指摘された例もある。自衛隊がそのような米国ないし米軍を防衛するために武力行使をすることは、如何なる意でも憲法 9 条の容認するところではないというべきである。

(ウ) 自衛権行使の「新 3 要件」の主体的判断の困難性

新安保法制による新たな憲法9条の解釈によって示された「自衛権行使の新3要件」は、ア（イ）の末尾に記載したとおりである。

第1に、①の要件中の「他国に対する武力攻撃が発生し」を政府が主体的に判断できるかである。他国に対する武力攻撃の主体、その武力攻撃の経緯中に他国の先行的な武力攻撃がなかったかどうかを判断しなければならないが、緊急を要することから、要請する他国の提供する情報と判断によらざるを得なくなる。特に、要請する他国が米国であった場合、両国間の関係から消極に判断することは困難であり、対米軍事支援はほとんど自動的義務と化するおそれ大きい。

第2に、②の「わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」という要件も、政府が主体的に判断することは事実上不可能である。集団的自衛権の行使を要請する他国の必要が優先し、その判断を拒絶ないし変えさせることは期待できない。

第3に、③の「必要最小限の実力行使にとどまるべきこと」の要件も、主体的に判断することはできない。武力行使の最中に、「必要最小限にとどめておく」として加減することはできないし、要請した他国も敵対する国も、許してくれるはずはない。

このように「自衛権行使の新3要件」は実行性のない机上の空論といわざるを得ない。

#### (エ) 結論

したがって、新安保法制法中の存立危機事態に関する規定は、自国防衛ではなく、自国防衛に名を借りた他国防衛のための武力行使であり、憲法9条に「一見して明白に」違反するといわなければならない（以上、甲B26号証 世界2014年8月号 宮崎礼壹「憲法9条と集団的自衛権は両立できない」153頁、なお、同61号証、同65号証 同人の証人調書、同68号証 同人の陳述書）。

## (2) 後方支援活動等の違憲性

### ア 後方支援活動等の拡大

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、主要な活動として、米軍等に対する後方支援活動（自衛隊法3条2項1号、84条の5、重要影響事態法）あるいは諸外国の軍隊等に対する協力支援活動（自衛隊法3条2項2号、84条の5、国際平和支援法）を規定し（「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。）、地球上のどこでも、米軍に対してだけでなく、その他の外国の軍隊に対しても後方支援活動等を行うことを可能にした。

従前の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで「周辺事態」としていた「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して単に「重要影響事態」とし、支援の対象も米軍以外の外国軍隊に広げ、「合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行う」とした（重要影響事態法1条）。

また、「テロ特措法」や「イラク特措法」という特別立法（時限法）によってその都度対応していたのを、恒久法をもって、「国際平和共同対処事態」として、いつでも地理的限定もなく自衛隊を派遣し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにした。

そして、この「後方支援活動等」と「協力支援活動等」の内容はほぼ同じで、実施（活動）地域は、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場」以外であれば、実施可能とされ（重要影響事態法2条3項、国際平和支援法2条3項）、活動内容は、補給、輸送、修理及び整備、医療などの物品

の提供や役務の提供であり、これまで禁止されていた「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」や「弾薬」の提供ができるようになった（重要影響事態法3条，国際平和支援法3条）。

#### イ 米軍等の武力行使との一体化

この後方支援活動等とされているものは、一般に「兵站」と呼ばれているものである。戦場では後方に位置して、前線の部隊のために軍需品・食料などの供給・補充，後方連絡線の確保などを任務とする機関といわれているが、前線の部隊と活動を共にするもので、武力行使の主体（部隊）としては一体のものといえる。しかも、現に戦闘行為が行われている現場でなければ、その近くにおいて、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備をし、弾薬を提供することもできるのであるから、前線部隊の武力行使と一体化していると評価される場合があることは否定できない。

イラク特措法は、2003年7月26日に4年間の時限立法（その後、2年間延長）で成立し、防衛庁長官は航空自衛隊と陸上自衛隊をイラクとクウェートへ派遣したところ、名古屋高裁2008年4月17日判決は、イラクにおいて航空自衛隊がした空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸したものについては、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る。」と判示した（同裁判所平成18年（ネ）第499号）。

イラク特措法の前例からもうかがえるとおり、米軍や諸外国の軍隊等に対する後方支援活動等は、自衛隊の海外派遣による米軍や多国籍軍と一体化した武力行使となり、憲法9条1項に明らかに違反するといわなければならない。

日本国憲法は国際協調主義を基調とする平和主義を謳うが、自衛隊が米軍や米軍を中心とした多国籍軍の武力行使に後方支援活動等を行うことが、国

際貢献であり、世界平和の増進に役立つとは、経験則上考えられない。

### (3) P K O活動における新任務及び武器使用権限の拡大とその違憲性

#### ア 活動内容と武器使用権限の拡大

改正前の国連平和維持活動協力法は、1992年8月から施行され、カンボジアをはじめとして南スーダンへも自衛隊を派遣してきたが、新安保法制法による改正により、P K O活動の範囲と武器使用権限等について、大幅に改められた。

第1に、国連の総会又は理事会の決議に基づき、国連の統括の下で行われる活動だけでなく、E Uその他の2以上の国の連携によって実施される「国際連携平和安全活動」にも参加できるようにした（国連平和維持活動協力法1条、3条等）。

第2に、停戦合意がなくても、武力紛争が終了してP K O活動が行われる地域に紛争当事者が存在しなくなり、その国の同意がある場合などには参加できるようにした（同法3条1号ロ及びハ）。

第3に、住民や被災民への危害の防止その他の安全確保業務と一定の場合に他国の「活動関係者」等を保護するいわゆる「駆け付け警護」の業務を追加した（同法3条5号ト及びラ）。

第4に、宿営地を共にする他国の軍隊の部隊の宿営地が攻撃された場合に、当該部隊の要員と共に武器を用いて対処することができることとした（同法25条7項）。

第5に、自己等の生命、身体を防護するための武器使用に加えて、上記第3の任務を遂行するため、やむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、合理的に必要とされる限度で武器を使用することができることとした（同法26条）。

このようにP K O活動が拡大され、武器使用についても、自己保存のため

の武器使用のほか、任務遂行や妨害排除のための武器使用が認められることになった（なお、自衛隊法94条の7の4号、5号）。ただし、「刑法第36条又は第37条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない」（国連平和維持活動協力法26条3項）という条件が付けられているのは、憲法9条で「武力の行使」が禁止され、「国の交戦権」が否認されているからである。

なお、PKO参加5原則とは、①紛争当事者間で停戦の合意が成立していること、②活動地域の国及び紛争当事者がPKOの受入れに同意していること、③中立的立場を維持すること、④これらの3原則が満たされなくなった場合は、撤収すること、⑤武器使用は、正当防衛等の必要最小限のものを基本とすること、であるが、政府は、⑤を除く4原則は改正前後で変わらないとしている（甲B151 令和元年版「防衛白書」 261頁）。

#### イ PKO活動の変質と駆け付け警護及び宿営地の共同防護の違憲性

国連のPKO活動の目的は、当初のころの人道支援や復興支援にとどまることなく、1999年に国連事務総長名で発布された告示によって、PKO部隊は、一般市民が攻撃を受けたら、その脅威に「紛争の当事者」として対抗し、国際人道法（戦時国際法）に則って交戦することとしたため、PKO活動の目的が質的に変化したものとみられている。

そうすると、住民や被災民への危害等を防止する安全確保業務と活動関係者等を保護する「駆け付け警護」、宿営地を共にする他国の軍隊との「宿営地の共同防護」は、いずれも武装勢力との戦闘になることを想定しなければならぬものとなった。

したがって、「駆け付け警護」及び「宿営地の共同防護」に関する規定部分は、憲法9条1項に違反するといわなければならない。

#### ウ 南スーダンPKO活動の問題性と違憲性

(ア) 国連南スーダンPKO活動（UNMISS）へは、2011年11月か

ら司令部要員を，2012年1月から陸上自衛隊施設部隊を派遣し，2019年3月までに派遣した要員は延べ4000人に達し，施設部隊の派遣としては過去最長となった。

そして，2016年11月15日には「南スーダン国際平和協力業務実施計画」を変更する閣議決定があり，派遣施設部隊に国連平和維持活動協力量3条5号ラに掲げる「駆け付け警護」を新たな任務として追加し，「宿営地の共同防護」の任務と合わせて行わせることになったことは当事者間に争いがない。

しかし，政府は，2017年3月10日に至り，国連南スーダン派遣司令部への要員派遣（当時4人）は続けるが，陸上自衛隊施設部隊の第11次隊約350人を5月末をめどに撤収する方針を決定し，方針のとおり5月末までに撤収を終えた。ただし，UNMIS S司令部に対する要員の派遣は継続し，4人の陸上自衛官（兵站幕僚，情報幕僚，施設幕僚，航空運用幕僚）が活動している。（以上につき，甲B151 400頁）

(イ) この南スーダンPKO活動については，深刻な問題があった。

第1は，停戦の合意が十分な状態ではないことである。2016年7月に入って南スーダンの首都ジュバで，対立する政府軍と反政府軍勢力の衝突によって多数の住民が死亡し，同年10月になっても国連南スーダン派遣団（UNMIS S）から南スーダン各地で武力衝突や暴力が増えているとして強い懸念を示し，政府軍，反政府軍いずれにも敵対行為を停止するよう声明が出される状態であった（甲C11-53，477，甲A81）。

第2は，防衛大臣が同年10月8日に南スーダンの首都ジュバを訪れ，現地情勢を滞在時間7時間で視察し，直後の参議院予算委員会において，「自衛隊が活動しているジュバ市内は落ち着いている。」と述べ，自衛隊の活動には影響がないとの認識を示した（甲A79号証 PKO5原則に関連する質問に対する答弁であり，PKO5原則上問題がないという認識を

示したものである。)。しかし、防衛大臣のこの認識は事実と大きく異なるものであった。実際の状況は甲B145 小川修一著「あの日ジュバは戦場だった—自衛隊南スーダンPKO隊員の手記」で詳しく明らかにされているとおりに、対立する政府組織もしくはこれに準じる組織間での戦闘状況にあった（なお、今井証人調書25～27）。

第3は、防衛省による「南スーダン派遣施設部隊 日々報告」などの隠蔽問題である。ジャーナリストから情報開示請求を受け、廃棄したとして不開示としたが、実際は自衛隊内の複数部署にデータが保管されていることが判明し、世論の批判を受けて、2018年4月16日には公表せざるを得なくなった。公表された日報には、派遣された南部サマワの治安情勢を「戦闘が拡大」と分析するなど複数の「戦闘」の記述があった。自衛隊の宿営地と周辺には十数回にわたりロケット弾や迫撃砲などによる攻撃があったことは既に判明していたが、日報により「戦闘」との表現が確認された。現地の危険な情勢につき分析を誤ったまま、後記のとおり第11次隊に改正PKO法に基づく新任務が付与された。

また、この問題は当時の防衛相等によるシビリアンコントロールの不十分さをも露呈させ、防衛相の辞任問題に発展したが、PKO参加5原則が守られているか否かのチェックが適時になされておらず、かつ国民がこれを知る機会も保障されていないことは明らかである。（以上甲C11-45～52）

(ウ) このようにPKO参加5原則の要件を満たさない国連南スーダンPKO活動に派遣中の自衛隊施設部隊に対し、2016年11月15日に「駆け付け警護」を新たな任務として追加し、「宿営地の共同防護」の任務と合わせて行わせることにしたことは、「武力の行使」を命じたにひとしく、憲法9条1項に違反することは明らかというべきである。

#### (4) 米軍等の武器等防護の違憲性

##### ア 自衛隊法95条の2の内容と機能

- (ア) 自衛隊法95条の2は、新安保法制法によって新設された規定であり、
- 「①自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において『合衆国軍隊等』という。）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事情に応じ合理的必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。②前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合であって、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。」と定めている。

なお、「武器等」とは、「武器、弾薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料」をいう（同法95条）。

- (イ) 新安保法制法案が閣議決定される直前の2015年4月27日に日米両政府間で合意された新たな「日米防衛協力のための指針」（甲A6）では、IVのA「平時からの協力措置」の4「アセットの防護」として「自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なきは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。」とし、同5「訓練・演習」として「自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。」としている。

このように米軍等の武器等防護の制度は、平時から有事まで切れ目なく連携するための軍事的協力関係の要であり、集団的自衛権行使に備えた平時からの準備行動とみられる。

近時、共同訓練は多角的に行われており、日米共同演習をはじめ、日米印共同演習（マラバール）、日印二国間訓練（J I M E X）などが行われている（甲B 1 5 1 3 2 2, 3 6 0 頁）。

#### イ 運用の実情と問題性

自衛隊が米艦艇と航空機の防護を行ったことは、2018年1月22日に通常国会における安倍首相の施政方針演説で「北朝鮮情勢が緊迫する中、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務にあたりました。」と述べたことから明らかになった。

新聞報道によれば、武器等防護はこれまでに米軍を対象に2017年に2件、18年に16件、19年に14件で、日米共同訓練などの際に実施したとされている（甲C 1 1 - 6 5, 4 7 8）。

武器等の防護は、米軍等から要請された場合、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛隊が行うことになっているが、自衛隊法95条の2の1項の主語は自衛官であり、現場では自衛官の判断で米軍を守るために武器を使用することになる。しかも、例えば、米艦艇を自衛隊の艦艇が防護中、米艦艇に攻撃を仕掛けてきた他国の艦艇等に自衛隊の艦艇が攻撃を仕掛けると、外形的には集団的自衛権の行使と判断されても仕方がないことになる（半田滋証人調書8 日本とは異なる憲法のもと強大な軍備を有するアメリカでも集団的自衛権行使の権限は大統領と国防長官にしかないのに、日本では集団的自衛権行使とみられても仕方がない行動を現場の自衛官1人の判断に任せるという倒錯がある。）。

また、政府は、武器等防護の実績数だけを公表し、内容を明らかにしないため国民は知る由がない。しかし、半田滋証人は、横浜地方裁判所において、中国軍潜水艦が積極的に活動する南シナ海やインド洋と言う日本の利害には直接関係のないところで自衛隊が日米共同訓練や多国間訓練を実施していることに触れ、共同訓練中に米軍と中国軍の衝突が起こる可能性があり、

米政府から米軍艦艇を守って欲しい（共同訓練中の武器防護）と要請されれば、攻撃を受けた米軍艦艇を守るため自衛隊が攻撃をしかけてきた相手と交戦することがありうること、その際相手国である中国から見れば、日本から先制攻撃を受けたと感じ、中国との間に戦端を開くことになりかねないことを証言した（甲B63・15頁）。類似のことは米と対立している北朝鮮や中東のイランとの間でも起こりうる。米国の軍事行動の歴史を見れば、経験則に照らしても、十分に現実味があるといわなければならない。

#### ウ 適用対象国の広がり と武力による威嚇

武器等防護を適用する対象国の範囲は政府の判断に委ねられているが、豪州軍にも適用する方向で調整に入っている段階である（甲C11-490）。

共同訓練を実施している国には適用されていると推察されるが、日本海から東シナ海、南シナ海、インド洋まで、米軍、韓国軍、印度軍、豪州軍と共同訓練と称して、武器等防護を実施しながら訓練をしたら、周辺国には「武力による威嚇」と受け取られる場合もある。

#### エ 結論

このように米軍等の武器等の防護は、平時から米軍等と自衛隊が行動を共にし、集団的自衛権の行使に備えた軍事行動であり、自衛隊法95条の2は憲法9条1項に違反することは明らかである。

#### (5) 小括

以上のとおり、新安保法制法は、一部改正の10法律と新規制定の1法律から成るものであるが、集団的自衛権行使容認の存立危機事態に関する規定をはじめ、後方支援活動等に関する規定、国連平和維持活動（PKO活動）における「駆け付け警護等」と「宿営地の共同防護」に関する規定、南スーダンへの自衛隊派遣と駆け付け警護等の新たな任務付与及び米軍等の武器等防護に関する規定は、いずれも憲法9条に一見して明白に違反するものである。

26・7閣議決定と27・5閣議決定は、長年定着していた憲法9条の政府解釈を歪曲して解釈改憲をしたうえ、一見して明白に憲法9条に違反する内容を含む新安保法制法案を策定して国会に提出したものであり、憲法9条、96条1項に違背するもので、立憲主義を破壊する行為というべきである。

## 第2 新安保法制法の制定行為の違法性（公務員の職務違反行為）

### 1 平成26・7・1閣議決定（以下「26・7閣議決定」と表示）によるクーデター的政府解釈の変更

前述のとおり、日本国憲法9条の政府解釈においては、あくまで日本に対する外部からの武力攻撃があった場合にこれを排除する限度で、個別的自衛権の行使が許され、それが憲法9条の下で認められる自衛の措置の限度だとされていた。これに対し、26・7閣議決定は、我が国を取り巻く安全保障環境の根本的な変化等を理由に、今後他国に対して発生する武力攻撃であっても我が国の存立を脅かすことが起きうるとして、その場合、我が国を防衛するためのやむを得ない「自衛の措置」として、必要最小限度の武力の行使をすることは許される、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある、とした。

ここでは、「自衛の措置」という概念を操作することにより、従来の政府解釈との継続性を装い、他国への武力攻撃が発生した場合まで、「我が国の存立」を全うするためであるとして、「自衛の措置」に含めてしまい、集団的自衛権の行使を認めることにされている。しかしその理由は、「安全保障環境の変化」という極めて漠然としたものでしかなく、脅威が世界中のどこで発生しても「我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼす」との理由で、「必要な自衛の措置」をとるべきだということになりかねない。

このような恣意的な憲法解釈の変更は、もはや法の解釈と言えるものではなく、憲法改正手続を潜脱した非民主的手法による、実質的憲法改正に他ならない。換言すれば、このような非立憲主義的非民主的手法による安倍内閣の26・7閣議

決定は、まさに、「憲法を無力化するクーデター」を行ったに等しい行為である。

2 26・7閣議決定にかかわった閣僚、および国会議決にかかわった内閣総理大臣ほかの国务大臣および国会議員の職務違反行為

### (1) 閣議決定と国会による議決

内閣は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する26・7閣議決定を行い、2015(平成27)年4月27日、米国との間で、新たな「日米防衛協力のための指針」を合意したうえ、さらにそれらで示された基本方針に沿って立案した内閣命名の平和安全法制整備法と国際平和支援法に係る法案を同年5月14日に閣議決定し(以下「27・5閣議決定」と表示)、翌15日に内閣総理大臣から同法案を国会に提出した。同法案は同年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議でそれぞれ可決されて成立し、その後、同2法は同月30日に公布され、2016(平成28)年3月29日から施行された。

### (2) 国会における強行採決

内閣総理大臣から国会に提出された新安保法制法案は、衆議院では2015年7月16日に強行採決され、自民・公明両党と次世代の党などの賛成多数で可決され(甲A32)、次いで、参議院でも同年9月19日に強行採決され、自民・公明両党と次世代の党などの賛成多数で可決され(甲A57)、原案どおり成立したものとされた。

### (3) 新安保法制法の一見して明らかな違憲性と権利侵害の明白性

新安保法制法の内容とその違憲性については、「第1」で論及したとおりであり、集団的自衛権の行使を容認する点を含め、一看して明らかに憲法9条に違反するものである。同法案を立案した内閣を構成する国务大臣とこれを強行採

決により成立させた両議院の国会議員の立法行為は、戦争ないし武力紛争に日本が積極的に参加するための法制度を整備するものであり、これによって原告ら国民・市民に恐怖と不安を与えるとともに、主権者の立場を蔑ろにされたとの屈辱感を与え、憲法上保障されている平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を違法に侵害するものであることが明白であるというべきである。原告らの侵害される権利ないし法的利益については「第4」で詳論する。

#### (4) 国務大臣及び国会議員の新安保法制法の違憲性の認識

ア 26・7閣議決定とその後の27・5閣議決定に至るまで

第2次安倍内閣は、2012（平成24）年12月26日に発足し、2013（平成25）年8月8日、集団的自衛権の行使を容認するために憲法9条の解釈を変更することに消極意見であった山本庸幸内閣法制局長官を辞任させ、集団的自衛権行使容認に前向きな外務省出身の小松一郎駐仏大使を内閣法制局長官に任命した（公知の事実）。その後の経過は前述したとおりである。

イ 衆議院での審議状況等

2015年6月4日の衆議院憲法審査会で、立憲主義などをテーマに参考人として憲法学者である早稲田大学の長谷部恭男教授、同大学の笹田栄司教授、慶応義塾大学の小林節名誉教授の3名が招致され、集団的自衛権の行使を可能にする新安保法制法案について質疑が行われたが、いずれの参考人も、集団的自衛権の行使を可能にすることは憲法9条に違反し、従来の政府見解の枠を踏みこえ、法的安定性を大きく揺るがす、などと述べた（甲A15）。

その後、政府は同年6月9日、政府見解を野党側に示し、集団的自衛権の行使が許容される根拠として1959年12月16日の砂川事件大法廷判決を援用した（甲A17～19）。しかし、砂川事件は、駐留米軍が憲法9条2項の「戦力」に該当するかどうか論点となった事案であり、集団的自衛

権の行使容認の理由にならないことは明らかである。

同年6月22日、衆議院平和安全法制特別委員会の参考人質疑で、法案について、宮崎礼壹元内閣法制局長官は、「従来の憲法解釈と相容れず、憲法違反だ」と述べ、小林節慶応大学名誉教授は、「憲法に違反し、政策としても愚かであり、廃案にすべきだ」と述べ、阪田雅裕元内閣法制局長官は、集団的自衛権の限定的行使に一定の理解を示しつつも、「経済的危機のみで行使することは、従来の政府見解を明らかに逸脱している」と批判した(甲A22)。

衆議院平和安全法制特別委員会での審議は紛糾したまま、2015年7月15日に採決が強行され、自民・公明両党の賛成多数で可決し(甲A32)、翌16日には衆議院本会議でも強行採決により可決され、新安保法制法案は参議院に送付された。

#### ウ 参議院での審議状況等

2015年7月27日に参議院本会議で新安保法制法案について趣旨説明と質疑が行われた後、翌7月28日から参議院平和安全法制特別委員会で審議が開始された。

同年9月になり、山口繁元最高裁判所長官が9月1日に朝日新聞、9月3日に共同通信の取材に応じ、新安保法制法案について、「少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は違憲といわざるを得ない」と述べ、政府・与党が砂川事件最高裁判決や72年政府見解を法案の合憲性の根拠としていることに「論理的矛盾があり、ナンセンスだ」と厳しく批判した(甲C5-19, 20)。

同年9月8日、参議院平和安全法制特別委員会の参考人質疑で、大森政輔元内閣法制局長官は、集団的自衛権の行使は個別的自衛権の行使とは質的に異なるものであり、これを行使できるとすることは閣議決定でなし得る範疇を超えた措置であると述べた(甲A49)。

同年9月15日の中央公聴会で、濱田邦夫元最高裁判所判事は、「現役の裁

判官たちに影響を及ぼすことはOBとしてやるべきではない」と思い、法案についての発言は慎んでいたが、「これでは日本の社会全体がダメになってしまう」と思って公述人を引き受けたと述べ、内閣法制局を「今は亡き」と形容して皮肉り、法案成立後に「訴訟が起きても、最高裁は違憲判決を下さない」と述べた与党推薦の公述人に対して「大変楽観的な見通し、司法をなめたらいかん」と発言した（甲A53）。

そして、新安保法制法案は、同年9月17日、参議院安保法制特別委員会で混乱のうちに採決が強行され、自民・公明両党と次世代、元気、改革の3党の賛成多数で可決され（甲A54、なお同55は公聴会記録）、次いで同月19日未明、参議院本会議で強行採決され、賛成多数で可決され、成立した（甲A57）。

#### エ 国務大臣と国会議員の新安保法制の一見明白な違憲性の認識可能性

このような立法経緯によれば、26・7閣議決定と27・5閣議決定及び国会における新安保法制法の強行採決による議決に関わった国務大臣及び国会議員は、集団的自衛権の行使を可能とする新安保法制の立法行為は、その内容が憲法9条に一見明白に違反し、国賠法上違法と評価されることを認識していたか、そう評価されることを容易に認識することができたというべきである。

#### オ 小括

内閣を構成する国務大臣は、憲法9条を改正しなければ、集団的自衛権の行使を可能にする新安保法制法を制定することは不可能であることを認識しながら、憲法9条の政府解釈を閣議決定で無理に変えたうえ、法案を立案して国会に提出し、両議院を構成する国会議員は、複数の憲法学者や元内閣法制局長官まで集団的自衛権の行使を可能にする法案は憲法9条に違反するとの見解を述べたにもかかわらず、十分な審議を尽くすことなく、採決を強行して成立させたものであり、多数決原理の濫用で、いずれも国務大臣及

び国会議員に課せられた職務義務に明白に違背し、国賠法上違法の評価を免れない。

## 第2章 新安保法制法にもとづく日本の戦争参加の現実的危険性

### 第1 はじめに

原告らは、新安保法制法施行後の2018年12月18日に閣議決定された18年防衛大綱において、従前日本が基本方針に据えてきた専守防衛政策が事実上放棄され、その前後を通して新安保法制の下日米の軍事的一体化が一層進み自衛隊が変貌しつつあること、日本が戦争に参加していく現実的な危険性があることを、報道資料等を引用しながら詳細に主張してきたところ（原告ら準備書面（6）（8）（10）（12）（16）（18）（20）（21）等）、これらは、本件における半田証人、今井証人の証言からもはっきりと裏付けられた。

半田証人は、通算30年に及ぶ長期間、防衛庁（現防衛省）と自衛隊の取材を続けてきたジャーナリストであるところ、1991年湾岸戦争後に海上自衛隊の掃海艇6隻がペルシャ湾に派遣された際、1992年PKO法成立に伴い陸上自衛隊600名がカンボジア南部の町に派遣された際、2001年米国のアフガニスタン攻撃に伴って作られたテロ対策特別措置法に基づき延長を繰り返し9年間にわたり海上自衛隊が米軍の艦艇に燃料提供する活動を行った際、そして2003年米国のイラク戦争に伴って作られたイラク特別措置法に基づき陸上自衛隊がイラクに、航空自衛隊がクウェートに派遣された際の、いずれも現地で取材を行った経験を有する（半田調書3）。目的と期限が定められたテロ対策特別措置法やイラク特別措置法と異なり、「廃止になるまでいつまでも、そして、いつの段階であっても、この発動ができるという」のが今回の恒久法たる新安保法制法であり、さらに、他国の軍事組織とは全く違う防御的な組織であった自衛隊が、「海外にまで出向いて米軍と武力行使一体化をしたり、米軍とともに戦ったりするということから、大きくその自衛隊の性質を変える法律になった」と半田証人は述べている（同）。

また今井証人は、アフリカのスーダン、南スーダンで10年以上にわたり人道支援活動に取り組んできた経歴があるところ、新安保法制法により可能となった自衛隊の駆け付け警護や宿営地の共同防護、集団的自衛権行使などにより、海外で人道支援活動などを行う日本の組織や日本人に反感が向けられ、攻撃されたり紛争に巻き込まれる危険が高まることを述べている（今井調書35, 41, 48, 57等）。以下、新安保法制法の成立後、自衛隊がいかに変貌してきたのか、そしてまた日本や日本人が戦争に参加しあるいは巻き込まれる具体的危険性がいかに高まっているのか、改めて整理し順に述べる。

## 第2 P K O参加における自衛隊の武器使用の変化

### 1 改正P K O法によって広がる自衛隊の活動・武器使用の緩和

新安保法制法によって改正された国連平和維持活動協力法（改正P K O法）の主な改正点は、①自衛隊の部隊等は、「国際連合平和維持活動」のみならず、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」（アフガニスタンにおける国際治安支援部隊（I S A F）の活動やイラクにおけるイラク暫定政府の要請を受けた多国籍軍の活動などが想定される。）への参加も可能となり、②かつ、そのいずれの活動においても、これまで憲法9条の解釈上、「武力の行使」にあたる危険があるものとして認めてこなかった「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を、実施対象としての国際平和協力業務として認め、③さらに、いわゆる任務遂行のための武器の使用等を可能にするなど武器使用権限を大きく拡大し、④共に宿営する外国の軍隊の部隊の要員と共同して武器を使用するいわゆる「宿営地共同防護」を可能にした点である。

### 2 変質する国連P K O

自衛隊を国連P K Oに参加させることを可能にするため整備されたP K O法は、1992年に成立し、同年のカンボジアP K Oから、モザンビーク、ルワン

ダ、アフガニスタン、イラク、そして南スーダンPKOまで、自衛隊の海外派遣が継続されてきた。

自衛隊のこれらの海外派遣・活動は、もともと停戦後のインフラ整備等の復興支援や避難民救護等の平和活動に限られ、いわゆるPKO参加5原則による厳重な「歯止め」によって、日本国憲法に違反することはないなどと説明されてきたが、国連PKO自体が変質してきており、すでにPKO参加5原則が通用しない現実が進行している。

国連PKOは、いずれも国連総会や国連安全保障理事会の決議に基づく活動であり、もともと中立の立場での停戦監視を主な業務としてきたが、近年の平和の維持が困難な地域での活動の増加に伴い、停戦合意が破られた後の避難民や国連スタッフなど文民保護を担うことへの期待が高まり、自ら交戦主体・紛争当事者となって、武装勢力と交戦する事態に直面しているのである。2000年以降の国連PKO要員の犠牲者は毎年100人前後にのぼっている。

そうした変質する国連PKOのみならず、国連が統括しない活動にも自衛隊の参加を広げ、「武力の行使」にあたる可能性や戦闘に巻き込まれる可能性の高い「安全確保業務」や「駆け付け警護」、「宿営地共同防護」を可能とし、武器使用を緩和したのが、今回の新安保法制による改正である。

### 3 南スーダンPKOへの自衛隊派遣で現実化した危険性

南スーダンのPKO活動への陸上自衛隊施設部隊の派遣は2012年1月に始まり、2017年5月末をもって撤収を終え、その間、一度も武器を使用することなく済んだが、上記④「宿営地共同防護」は改正法施行と同時に自衛官の権限として行使可能なものとなり、2016年11月防衛大臣によって第11次隊に上記②「駆け付け警護」の新任務が付与された。

しかし、南スーダンでは、少なくとも2013年12月に内線が勃発して以降停戦合意が崩壊し、このときすでに政府軍・反政府軍の間の戦闘が繰り返され、

紛争当事者間の停戦合意の存在などのPKO参加5原則が満たされるような状況にはほど遠く、同原則からして自衛隊は撤収しなければならない状況に置かれていた。詳細は、原告ら準備書面（2）で詳述したとおりである。政府は、現地の実態を報告した文書を隠ぺいし、「戦闘ではなく衝突」などと誤魔化しながら、第11次隊を派遣したのである。

政府は、カンボジアPKO派遣時に「敵対する存在として国に準じる組織が現れたということは明らかで」あったにもかかわらず、そうした事実に対して、「受入れ同意をしている国がある以上は、自衛隊の前に敵対する存在として国や国に準じる組織が現れないということを閣議で決め」、例えば宿営地の共同防護については、「自衛隊の宿営地の中にいる他国が攻撃をされた場合に、その他国の困窮、つまり囲いが破られて敵が流れ込んできた場合に自衛隊にも命の危険があることから、直接攻撃を受けていなくても共に防護するために武器を使用することができるというふうに」法改正を強行した（半田調書5）。

2016年7月、自衛隊が南スーダンのジュバで、6カ国とともに宿営地に入っていたところ市街戦が勃発し、「このとき、政府軍と反政府勢力との間の撃ち合いが自衛隊の頭越しに行われて、そして一部ロケット弾が自衛隊に隣接するルワンダ軍の上に落ちて」くるという状況となった（同）。この市街戦の2か月後にジュバに入った今井証人が、何人もの住民に当時の様子を聞いたところ、「4日間の市街戦の後、家に閉じ籠もっていて外に出てみたら、道路にたくさんの死体が転がっていたですとか、あるいは市街戦の最中には戦闘攻撃用のヘリコプターですとか戦車部隊が出て撃ち合っているといった話ですとか、住宅地の中にロケット砲が撃ち込まれたといったような話を幾つも」聞き（今井調書26）、「ジュバ市内で4万人の方が避難をしたというふうに言われて」おり、それだけ大きな戦闘だったという印象を受けたとのことである（今井調書27）。こうした状況に照らし、今井証人は、PKO5原則の1番目の「紛争当事者間の合意があること」ということについては、当時完全に合意が崩壊して、戦闘状態でしたので、明らかに

5原則は満たしてなかったと思います。」と述べている（今井調書25）。

第10次隊の隊長中力修一佐に半田証人が取材したところ、同一佐は、宿營地の共同防護は当時「実施可能となっていたけれども、自分はやるつもりはなかったというふうにはっきり言って」おり、幸いにも実際に自衛隊が武器を使用することはなかったが、「現場の裁量で実施されることもあり、されないこともあ」ということであり（半田調書5）、現地の責任者の判断次第で、部隊としての戦闘が行われる可能性があったことがいっそう明らかになったものである（半田調書7）。なお、第10次隊の一員であった元自衛官小川修一著の「あの日ジュバは戦場だった」（甲B145）でも当時の戦闘状況が具体的に報告されている。

#### 4 日本の組織・日本人が攻撃の対象となり戦闘に巻き込まれる危険の増大

今井証人は、改正PKO法に基づく自衛隊の「駆け付け警護」について、本法廷において、非現実的であり危険であると警鐘を鳴らしている。「紛争地帯では、誰が敵、誰が味方、あるいは誰が住民で誰が武装勢力なのか非常に見分けがつきにくく、戦闘員が必ずしも迷彩服を着ているわけではなく、平服で武器を持って戦っている場合もあり、「一般住民が自衛のために武器を取って戦うということもあり、誤って住民を撃つようなことがあると住民から大変な反感を買って敵対され、どうにもならなくなってしまう、「非常に危険な状態になってしまう」と述べる（今井調書11）。そして自衛隊の今般の「駆け付け警護」については、「非現実的」であり、できるような状況ではないと述べる（今井調書12）。

南スーダンPKO（UNMIS）の2014年以降の主な任務は「文民保護」であったが、主要な任務はほとんど果たすことができない状況にあった（今井調書14、15）。2016年11月、日本政府は、南スーダンPKO派遣自衛隊に「駆け付け警護」の任務を付与するにあたり、「現地政府、治安当局と連携することで任務の安全性が担保されると説明し」たが、しかし、今井証人はこれについ

て、現地政府が正義であってテロリストが悪であるという色分けは「非常に危険」と述べている（今井調書20乃至22）。紛争地では、政府そのものが非常に脆弱で、支配や社会の秩序を必ずしも安定させられるだけの力がない、支配していないということがあり、南スーダンにおいては政府軍の中でも統制がとれておらず、たくさんの住民虐殺を、むしろ反政府勢力よりも政府軍がやっているということが国連でも報告されている状況であった（今井調書22）。一方で反政府勢力とかテロリストと日本政府が呼ぶような勢力も一定の支配を行っている領域があり、住民から支持を集めているということもあり、「政府も、これは反政府と同じように飽くまで戦闘の当事者の一員であるというふうに認識すべき」と指摘する（同）。にもかかわらず日本政府が現地政府と連携すると言ってしまうと、「紛争当事者の一つに加担をしてしまう」ことになり、中立性が損なわれ、逆に敵対する勢力から攻撃される危険性が出て非常にリスクが高くなるのである（今井調書22, 23）。

今井証人は、文民や人道支援関係者が危険に晒された場合には、駆け付け警護ではなく、「実際には、交渉あるいは説得によって救出するというのが一般的」であり、実際に救出できた事例もあるが（今井調書28乃至30）、逆に武力介入してしまったことで救出できなかった失敗例もあると述べる（今井調書31）。海外人道支援NGO関係者の中では、「中立の立場を守ってやるということが共通認識」であり、国際赤十字委員会や国境なき医師団に代表される多くのNGOが「武装警護は付けない」ことを原則とし、「様々な紛争当事者と話し合いをした上で安全を確保して活動するといった認識」で（今井調書33）、テロリストと呼ばれるような組織に対しても「区別はしないというのが基本」である（今井調書34）。

新安保法制法で可能となった駆け付け警護や宿営地の共同防護、集団的自衛権行使などにより自衛隊が海外で軍事行動をすることは、「その行為自体が非常に危険」であるだけでなく、紛争地においては、自衛隊が「どこかの勢力に加担していて敵だというふうな敵愾心を持たれ、それが一般の日本人に対しても敵愾心

を持たれてしまうといったリスクもある（今井調書35）。2013年のウガンダ軍の事例などをみても、政治的、軍事的に介入している国は、住民の敵愾心や反感の対象となりやすいのである（今井調書38）。2016年7月11日に南スーダンのジュバで起きたテレインホテル事件－南スーダン政府軍が襲撃して特にアメリカ人を中心とした欧米人が被害に遭った事件も、当時アメリカに対する反感の高まりを背景に起こったものであり、世界で政治経済武力介入を積極的に行う国の国民は、たとえ人道支援者や企業関係者、いわゆる文民であっても海外で危険な目に遭う確率が高くなるのである（今井調書40）。

今井証人は、アメリカのNGOの活動が現に難しくなるということが起こっており、新安保法制によって米軍と日本の自衛隊が一体化することで、そうした反感が「日本に向かう可能性は高くなってくる」と述べ（今井調書41）、日本や日本人の国際NGOの活動が難しくなる危険性が出てくると予想している（今井調書49、50）。

このように、新安保法制法に基づく駆け付け警護や宿営地の共同防護は、現場の裁量によって実施される可能性があり、武器使用がなされれば、自衛隊が戦闘に巻き込まれるのみならず、日本に対するイメージも大きく損なわれ、日本人や日本のNGOの活動が危険に晒される現実の危険性が生じているのである。

## 5 広がる自衛隊の海外派遣と戦争巻き込まれの危険の高まり

自衛隊は南スーダンより撤退したが、政府は、改正PKO協力法で規定された国連が統括していない任務、いわゆる「国際連携平和安全活動」（PKO法3条2号）を初めて適用して、イスラエル・エジプト両軍の停戦維持を監視する「多国籍軍・監視団（MFO）」の司令部要員として、2019年4月19日から同年11月30日まで、シナイ半島へ幹部自衛官2名を派遣した。国会の事前承認も不要とされ、閣議決定のみで実施されている（甲B55・6頁）。MFOの主体は米軍であり、現在の活動は当初から大きく変化を遂げ、イスラエル軍とエジプト軍

が「広範囲に協力」して、シナイ半島での過激派組織によるテロを排除するための掃討作戦を展開しているとのことである。今後部隊としての多国籍軍への派遣に繋がるものであり、自衛隊が多国籍軍とともに戦争へ加担する危険が一層強まっている（同7頁）。

2019年11月、対イランの軍事作戦のため米国が呼びかけて結成された有志連合は、現在もペルシャ湾やホルムズ海峡での警戒監視活動を続けているところ、日本政府は、同年12月27日日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動名目で自衛隊の中東派遣を閣議決定し、護衛艦「たかなみ」とP3C哨戒機2機を派遣した。表向きは防衛省設置法の調査研究を根拠とし、「有志連合に加わらない独自派遣」と説明しつつ、実態は有志連合との間で情報交換を行い、有志連合の「番兵」として有志連合の活動を補完し貢献している（同7乃至10頁）。米軍の中央軍の司令部、中央海軍の司令部はバーレーンに置かれているところ、ここに海上自衛隊の一等海佐（—これまでにない高位の幹部）が派遣され、米中央海軍との密接な情報交換を行うようになった。今後、米国とイランの対立が武力行使に発展すれば、新安保法制法に基づき、日本が重要影響事態や国際平和共同対処事態、存立危機事態を認定して、対米支援に踏み切ることは、十分にあり得るシナリオである。そのための準備として、現在上記自衛隊幹部が中東に派遣されているとあって過言ではないのである（半田調書17）。

2015年の通常国会で、安倍首相（当時）は、存立危機事態の「唯一の事例」として「ホルムズ海峡の機雷除去」を挙げた。原油の8割を中東に依存する日本は、イランがホルムズ海峡を封鎖すれば存立の危機を迎えるというのである。米国とイランの緊張が高まり武力衝突に突入すれば、日本が巻き込まれる蓋然性は高い。新安保法制法施行から4年を迎え、日本が幸い戦争に巻き込まれていないのは、たまたま米国が本格的な戦争をしていないからに他ならない（甲B5511, 12頁）。

### 第3 米軍防護活動による米軍と自衛隊との関係、共同訓練の変化

#### 1 米軍等の武器等防護の追加

新安保法制法によって、自衛隊法95条の2が追加され、これまでできなかった自衛隊による米軍等の艦艇や航空機の防護が実施可能となった。米軍等の武器等防護は、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動」に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり一定の場合に武器の使用を認めたものであり、上記「活動」には共同訓練も含む。

新安保法制法が閣議決定される直前の2015年4月27日に日米両政府間で合意された新たな「日米防衛協力のための指針」にも明記されていたもので、自衛隊と米軍等が、平時から有事まで切れ目なく連携するための軍事的協力関係の要であり、集団的自衛権行使に備えた平時からの準備行動を可能にしたものである。

#### 2 国民に隠される情報、奇妙な実績

自衛隊が米艦艇と航空機の防護を行ったことは、2018年1月22日に通常国会における安倍首相（当時）の施政方針演説で「北朝鮮情勢が緊迫する中、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務にあたりました。」と述べたことから明らかになった。米軍防護の件数は、防衛省のホームページで公開されており、2017年には2件、2018年には16件、2019年には14件実施されたことが分かる。しかし、同ホームページの情報は、防護の対象が艦艇か航空機かの別は分かるものの、具体的にいつ、どこで、どのような形で実施したのかということは説明されていない。半田証人によれば、「これらは全て前年1年分の活動を国家安全保障会議に報告するということを国家安全保障会議が基準として定めていて、そして、国家安全保障会議の結論というのは、特定秘密になっているから公表できない」とのことである（半田調書8、なお、11）。

そしてこの中身については、「非常に奇妙なことに2017年は北朝鮮が何度

も弾道ミサイルを発射し、6回目の核実験を行った年に当た」るが、わずか2件であり、「2018年というのは南北首脳会談が行われ、初めての米朝首脳会談があつて、北朝鮮が一発も弾道ミサイルを撃っていないにもかかわらず、16件もの米軍防護が行われ」ている。その理由を防衛省に問い合わせても、「特定秘密」が壁になって、国民はその中身を知ることができないのである（同）。

### 3 自衛官に委ねられている武器使用の判断の危険性

武器等の防護は、米軍等から要請された場合、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うことになっているが、自衛隊法95条の2の1項の主語は「自衛官」であり、現場では自衛官の判断で米軍を守るために武器を使用することになる。

これについて半田証人は、「この米軍防護で最も問題なところは、武器使用の判断は自衛官に委ねられているという点」にあると指摘する（同）。そして本来、「シビリアン・コントロールの下、我が国は政治が軍事を統制する決まりになっていますけれども、95条の2を見る限りでは自衛官の判断で武器を使用することができるというふうであり、「外形的には米軍の艦艇を自衛隊が守るということは集団的自衛権の行使というふうに解釈されても仕方ありません。」と述べる（同）。この点、米軍の場合には、日本と異なる憲法を持ち、世界最強の130万人の米兵がいるところ、集団的自衛権の行使を認められているのは、大統領と国防長官の2人だけであることが明快に示されているのに、一方日本は、平和憲法を持つにもかかわらず、23万人の自衛隊の誰もが米軍防護のための武器使用が認められるというのである（同）。半田証人は、23万人の自衛官の誰もが「すなわち集団的自衛権に踏み切ることができるというのは大いに法的な倒錯であるというふうに考えられ」と指摘している（同）。

#### 4 共同訓練の変化

新安保法制法制定後、自衛隊と他国の軍隊との共同訓練に変化が生じていることを半田証人は証言する。

すなわち、例えば海上自衛隊や航空自衛隊の警戒監視範囲は、北は宗谷海峡、南は与那国島の西まで、つまり東シナ海までとされ、共同訓練もこの範囲内で行われてきたものが、新安保法施行後の2016年7月、アフリカのケニアにおいて日本主催で開催されたアフリカ開発会議の場で安倍首相（当時）が「自由で開かれたインド太平洋戦略」を発表し、その翌年である2017年から、アメリカとインドによるマラバールという米印共同訓練に自衛隊が毎回参加するようになら変わった（半田調書13）。2017年の訓練は印度のチェンナイ沖で行われ、アメリカやインドの空母と共に海上自衛隊の空母型護衛艦「いずも」が参加し、武力行使を前提とした訓練を行うようになった。また2018年には、南シナ海に出ていくために、インド太平洋方面派遣訓練部隊を作り、護衛艦「かが」を含む護衛艦3隻の部隊が南シナ海まで出て行き、潜水艦「くろしお」と共に対潜水艦訓練、つまり、武力行使を前提とした訓練を行った。2019年には護衛艦「いずも」と汎用護衛艦1隻の2隻が、インド太平洋方面派遣訓練部隊として南シナ海に出ていき、5月にはイギリス海軍やオーストラリア海軍との間で2回にわたる4カ国の共同訓練を行い、7月にはアメリカのロナルド・レーガン原子力空母と共に日米共同訓練を行っている。

このように、日本の平和と安全におよそ無関係の海域にまで海上自衛隊が出て行って、単独訓練や日米共同訓練や多国間訓練を行うようになってきている現状がある。半田証人は、これについて「安全保障関連法による対米支援が広がったことの影響であるというふうに考えられます。」と述べている（前同）

#### 5 日本への反感・危険を強めている米軍等の防護活動

武器等防護を適用する対象国の範囲は政府の判断に委ねられており、米軍のみ

ならず、豪州軍にも適用する方向で調整に入っていると報道されている。共同訓練を実施している国には適用されると推察されるが、日本海から東シナ海、南シナ海、インド洋まで、米軍、韓国軍、印度軍、豪州軍と共同訓練と称して、武器等防護を実施しながら訓練を行えば、周辺国には「武力による威嚇」と受け取られるおそれがある。

この点今井証人は、自衛隊が米軍等の防護活動をいろいろなところで実施するようになったことについて、「2000年代から始まった中東あるいはインド洋での給油活動等で日本に対するイメージがアメリカと一体化しているというふうに変わりつつあるという現地の情報、話」があり、「まだまだ一般の住民の方のレベルでは、幸いにと行っていいのか、そこまでは浸透していない」けれども、しかしこれが、新安保法制のもと、自衛隊の「海外での軍事活動が増えれば、変わってくると思います」と指摘している（今井調書44）。

今井証人は、2015年にシリアのイスラム国に後藤健二氏、湯川遥菜氏が殺害された事例において、イスラム国の主張では日本がイスラム国攻撃の有志連合に参加したとか、イスラム国に対処するための資金拠出をしたことが指摘されており、そうした政治的な介入の動きが背景にあったと思われると述べている（同46）。日本政府はテロリストには屈しないと宣言したことがあったが、一般的にテロリストとレッテル張りしていくのは非常に危険であり、レッテル張りをして一掃するというような軍事活動を始めるのであれば、日本に対して反感が向いてしまう（同47）。このイスラム国の時期は新安保法制以前の特措法の時代であるが、新安保法制成立後、自衛隊について「ますます海外での軍事活動が増え、あるいはアメリカと一体化したような防護活動が増え」ているのであり、「そういったアメリカと一体化した日本への反感がますます増えてくると危惧される状況にあるのである（同48）。

## 第4 米軍による自衛隊基地利用状況や自衛隊装備の変化

### 1 米軍の自衛隊基地利用の状況

宮崎県にある航空自衛隊の新田原基地においては、近年、米軍のための弾薬庫、駐機場、燃料タンク、米軍用宿舎等の建設・整備が進められてきている。半田証人は、米軍による自衛隊基地の利用についても、新安保法制法制定による影響、変化があると述べる。

新田原基地だけでなく、福岡県にある航空自衛隊の築城基地も、現在米軍との共同使用を前提として弾薬庫や隊舎などの建設が進んでいる。2006年の米軍再編の最終報告の中に書かれていることではあるが、新安保法制法施行後に日米合同委員会が開かれ、この新田原基地と築城基地の2つの自衛隊基地の日米共同使用が正式に決まり、動き出したというのが現在の姿である（半田調書14）。

### 2 米軍の自衛隊基地利用範囲の変化

日米共同使用の範囲は、実際のところもっと範囲が広がっている。

一つは、1981年から始まった日米共同訓練フォレスト・ライトは、在沖米軍第3海兵遠征隊と陸上自衛隊との共同訓練であるところ、もともと参加する海兵隊の航空機は、米軍基地である山口県・岩国基地や青森県・三沢基地を専ら利用していたが、2018年から自衛隊基地を使うようになった。そして2018年には築城基地に、2019年には陸上自衛隊明野駐屯地にオスプレイが飛来し、2020年には九州が訓練の舞台となって、民間空港である熊本空港に4機のオスプレイが着陸し、そのまま滑空して陸上自衛隊の高遊原分屯地に入っていく、そこで陸上自衛隊側から燃料を受けて、また熊本空港を利用して飛び立っていくというように訓練が変わった（同）。

もう一つの北海道を舞台にしたノーザンヴァイパーという海兵隊と陸上自衛隊の共同訓練については、これももともと米軍基地である青森県・三沢基地を使って行われていたものが、帯広駐屯地を使用することが計画された。これは北海

道胆振東部地震で中止となったものの、2020年1月の訓練では、民間空港である新千歳空港と隣接する航空自衛隊の千歳基地を活用して、オスプレイが離発着を繰り返した（同）。

このように、米軍はもともと日米共同訓練の際に米軍基地を専ら使用していたが、新安保法制法施行後は、自衛隊施設を共同使用するようになり、現在は民間の施設まで使用するようになったというのが実態である。「日米の一体化というのが、軍のみならず民間レベルにまで広がってきているという事実が」あるのである（同）。

### 3 自衛隊の装備の変化

新安保法制法が自衛隊の活動や任務、権限を大きく拡大し、海外での武力行使やこれに密接に関連する活動、そのための他国軍との共同訓練を行えるようにしたことにより、これに応えるだけの自衛隊の編成や装備、機能の変化をもたらしている。

もともと防衛省、自衛隊は、専守防衛の枠の中で武器や訓練を繰り返してきた。1988年瓦力防衛庁長官（当時）は、必要最小限の実力を超えるとして3つの武器―①大陸間弾道ミサイル、②長距離戦略爆撃機、③攻撃型空母は持てないと例示しており、これらはいずれも、他国に脅威を与えるので持てないと説明されてきた（半田調書16）。

ところが2018年10月に改定された防衛計画の大綱によれば、いずれも持てると読めるようになっている。例えば①については、島嶼防衛用高速滑空弾という名前で登場しており、射程400キロの現在のところは他国に脅威を与えるものではないが、しかしながらロケット大国の日本においてはいつでも射程を延ばして他国の基地を攻撃できるよう改修するのはとても容易である。②については、軍事技術の進展によって、自衛隊の小型戦闘機（F35）から長射程のミサイルを撃つことによって同じ効果が得られるということで、射程500キロの

ミサイル（JSM）の導入を始めた。またアメリカ製の射程900キロのJASSMとLRASMという長射程ミサイルについても導入の検討を進めている。③については、本来は対潜水艦戦に特化して建造されたはずの「いずも」と「かが」の2隻の艦艇を、空母に改修することを決め、これに乗せるF-35Bという垂直離着陸できる戦闘機の導入も始めている（同）。

このように、日本において過去には「専守防衛」の見地から「持てない」と説明されてきたものが、持てると「180度変わっているのが現在だ」（同）という状況である。新安保法制法制定により、自衛隊の装備もより攻撃的性格を強めているのである。

## 第5 敵基地攻撃能力兵器の保有の動きと日本有事への発展のシナリオ

### 1 浮上してきた敵基地攻撃論

2020（令和2）年6月24日、国家安全保障会議（NSC）において配備の断念が決まったイージス・アショアは、地上版イージスと言われており、もともとイージス護衛艦が担う役割を地上に置こうとしたものである。イージス護衛艦は、例えば北朝鮮から弾道ミサイルが発射されるような場合に、日本海に配備していち早くこれを迎撃する、そしてもし撃ち漏らしがあった場合には地上に配備したPAC3で二段階目の迎撃をする、そうしたミサイル防衛システムの中の一つとして組み込まれることが決まっていたものである。

そうした防御的兵器であるにもかかわらず、配備を断念した途端に、なぜか敵基地攻撃の議論が出てきた。2020年8月4日の自民党の検討チームが敵基地攻撃の検討をしてほしいとって報告書を官邸に持って行き、同年9月11日には安倍首相（当時）が敵基地攻撃とイージス・アショアの代替について検討するよう言い残して首相を退任した。防御的な兵器であるイージス・アショアの代わりに、なぜ攻撃的な戦法を考えなければいけないのかは「論理の飛躍」であり、岩屋毅元防衛相ですら述べているというとおりである（半田調書19）。さらに、

同年12月18日、断念したイージス・アショアの代替として、イージス護衛艦建造が再び（元々イージス・アショアがイージス艦の代替策であった）計画され閣議決定がなされた。（甲C11-494等）イージス艦には未だ出来上がっていない米ロッキード・マーチン社製の新レーダー（SPY7）搭載が予定され、建造費等が1兆円規模となると報じられている（甲C11-480）。同日の閣議決定では「敵基地攻撃能力保有」を明言こそしなかったが、導入が決定された兵器はいずれも敵基地攻撃能力を有するものである。

## 2 新安保法制法によって朝鮮有事が日本有事となること

半田証人は、北朝鮮から日本に弾道ミサイルが飛んで来るという事態は突然訪れることは到底考えられない、と述べる。朝鮮半島には韓国があり、在韓米軍3万人がおり、現在休戦状態であって停戦でもなく、平和条約が結ばれているわけでもない。北朝鮮の弾道ミサイルが飛んで来るとするのは、朝鮮戦争が再燃し、北朝鮮と韓国軍、そして米軍との間の戦争が再燃する状態だと考えられる。朝鮮半島で戦争が起きてくれば、近傍の日本にとっては、新安保法制法でいうところの、日本の平和と安全に重要な影響のある重要影響事態が認定されることが推測される。そうすると、日本は新安保法制法により米軍支援ができるようになり、例えば発進準備中の航空機に対する燃料の補給や弾薬の提供といった、新安保法制法成立前であれば憲法との関わりからできないとされていたことができるようになっており、以前より可能とされてきていた米軍の武器、弾薬、燃料、食料の輸送は当然できることになる。戦争が進み、米兵に死傷者が出てくれば、2017年8月の小野寺防衛大臣（当時）の国会答弁（グアム島の米軍に弾道ミサイルが落ちてきた場合には米軍の攻撃力や防御力が落ちるということで、存立危機事態に当たり得る）を踏まえれば、米軍の戦力や抑止力が落ちるということで存立危機事態に該当すると認定されるであろう。そうすると、2018年改訂防衛大綱に基づき、保有していた攻撃的な兵器を活用した集団的自衛権の行使が行わ

れることになり、事実上「日本が朝鮮戦争に加担する、参戦することになり」、その段階で初めて北朝鮮からの弾道ミサイルが日本に飛来することになるだろうと考えられる。

このように、朝鮮半島で起きた戦争と日本有事は、本来結びつくはずがないのだが、新安保法制法が制定されたことによって、「重要影響事態、存立危機事態というふうになだらかに連なるグラデーションができしまって、そこで日本有事に発展していくと、そんな事態になっていくということが考えられる」のである（半田調書19）。

## 第6 米国の戦争に協力し参戦していくことが十分に予測されること

### 1 戦争を繰り返してきた米国と反対したことがない日本

各地の安保違憲訴訟における判決において、半田証人の意見について、米国による戦争と日本による集団的自衛権の行使とを二重に予測したうえで、これに起因して日本が武力行使やテロ攻撃の対象となる旨の予測を述べるもので、日本が現実に武力行使やテロ攻撃の対象とされていることを述べるものとは言えないと判示するものがあるが、これに対し半田証人は、「歴史の事実を無視した判決だ」と断言する（半田調書20）。

第二次世界大戦後、米国は10年に1回程度大きな戦争を繰り返してきた。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン攻撃、イラク戦争などである。国連軍を背景にした戦争もあったが、例えばベトナム戦争の発端であるトンキン湾事件は後にアメリカのねつ造だと分かっているし、またイラク戦争は米国政府も認めているとおり、フセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っているとの偽りを元に始められたものであった。そしてイラクを大混乱に陥れた上、IS（イスラム国）というテロリスト集団を生み出す結果になり、現在に至るまで中東の不安定要因となっている。また例えば中南米のニカラグア侵攻などのように、軍事侵攻が国際法違反だと国際機関から認定されたような戦争も米国は行っている。キ

キューバに対してはピッグズ湾事件を引き起こしている。そうした大小さまざまな戦争、軍事行動を繰り返してきた国が、将来二度と戦争をしないなどということは、少なくとも当面は到底考えられない（同）。

そして新安保法制法は、上述のテロ特別措置法やイラク特別措置法などの期限が来たら切れてしまう法律ではなく、恒久法として、いつでもどこでも、どのような場合でも対米支援を可能にするための法律であり、こうした米国の起こす戦争や軍事行動を支援していくということである。そして日本は、2015年に安倍首相（当時）が国会答弁しているとおりに、米国の戦争を国際法違反として反対したことは一度もない。将来も米国の戦争に反対しないというのが日本政府の方針なのであると考えた場合、将来米国が引き起こす戦争に新安保法制法をもって協力していく、場合によっては参戦していくということは、歴史とそして現在の状況から十分な蓋然性をもって予測されることだといえるのである（同）。

## 2 変貌する自衛隊

日本は、長らく専守防衛を国是とし、抑制的な訓練や抑制的な兵器にとどめてきた事実がある。そして災害大国日本において、東日本大震災や熊本大震災のときに献身的な活動をする自衛隊が、国民から高く評価され、現在では90%以上の国民が支持するという事になっている。しかしそうした自衛隊の姿を一変させるのが、この新安保法制法なのである（半田調書21）。

30年にわたり防衛省、自衛隊の取材を続けてきた半田証人は、イラク戦争の際、防衛大学校から160名もの退学者があり、この新安保法制法上程の年には157名もの退学者が出たことを目の当たりにしている。自分の命が危ないというだけでなく、幹部になる者が部下に対して無理な命令をしたくない、つまり良心的な若者たちが自衛隊を忌避する流れになっているのである。これから幹部自衛官になろうとする者は、この新安保法制法の危険性をいち早く敏感に感じ取っているといえる。（同）

なお、飯島証人も現場自衛官の切実な思いを証言している（飯島調書 1 2, 1 8 なお, 甲 B 9 2 など）。

## 第 7 小括

新安保法制法は、自衛隊の活動や任務を広げ、武器使用を緩和して、平時から有事に至るまで、いつでもどこでもどんな場合でも、自衛隊が海外に出向いて米軍等の戦争や武力行使と一体化し、共に戦ったり支援したり共同訓練できるようにする恒久法であり、自衛隊の性質を大きく変える法律である（半田調書 3）。

そして新安保法制法施行によって、すでに、自衛隊が戦闘に巻き込まれる具体的な危険が生じた事態が発生し（南スーダン P K O）、自衛官 1 人 1 人に集団的自衛権行使につながる武器使用が許された米軍等の艦船や航空機の防護活動が始まっており、これに伴い米軍や他国軍との共同訓練がこれまでの自衛隊の警戒監視区域を大きく超える南シナ海や印度沖でも実施されるようになり、米軍が従来の米軍基地のみならず自衛隊基地や民間施設まで使用するようになってきており、自衛隊の装備もこれまで持てないとされてきた兵器を含めより攻撃的な性格を帯びたものが導入されてきており、現在、従来の専守防衛政策を転換する敵基地攻撃論まで政府与党や政権中枢の政治家から公然と主張される状況にある。

日本が、世界で戦争を繰り返してきた米国と一体化して軍事行動を行っていると思われる状況は、日本の人道支援組織や日本人の活動を危険にさらしており、その危険性は、新安保法制法施行によりいっそう高まっていると言わざるを得ない。

日本が、米国の戦争や軍事行動に協力し参加していくことの現実的危険性が生じていることは明らかというべきである。

### 第3章 新安保法制法の成立・施行により侵害された諸権利ないし法的利益

#### 第1 はじめに

##### 1 原告らの被侵害利益の複合性

原告らは、日本国憲法の下で生活する国民・市民であり、国政において憲法の基本原理が遵守され、平和のうちに安定して幸福を求めて生活することができる地位を有する。すべて個人として尊重され、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要（憲法13条）とされる存在（人格）である。

そして、内閣と国会の連携による新安保法制法の制定は、憲法の基本原理を蹂躪し、平和国家を戦争のできる国家に変質させるものであり、憲法9条ないし平和主義原則に反する具体的危険を発生させるものとなっている。

これにより、原告らの、①平和的生存権、②人格権、③憲法改正・決定権が侵害されている。

このように原告らの被侵害利益を三つに分けたが、一つの法的地位の側面であって、別々ではなく、複合的なものである。特に平和的生存権と人格権との関係は、人格権が内容豊富な人権であることから、人格権における「生命権・身体権」及び「平穏生活権」と平和的生存権とは重なり合っているといえる。

##### 2 新安保法制法成立により顕現した原告らの権利・法的利益の侵害

###### (1) 法的枠組みそのものによる権利・法的利益の侵害

後記の人格権の項において詳細を述べるが、新安保法制法は、それ以前の有事法制と相まって、法的枠組みそのものが国民の権利・法的利益の侵害を内在させる内容となっている。同時に、新安保法制法自体が、その成立以前は抽象的可能性にとどまっていた有事法制発動とこれに伴う国民の権利・法的利益侵害の可能性を飛躍的に高めている。これは新安保法制がそれまでの国是であった専守防衛を超える内容であることによる。

## (2) 法成立後の違憲事実の積み重ねによる権利・法的利益の具体的侵害

新安保法制はその成立・存在そのものが国民の権利・法的利益の侵害を内在するものであるが、法成立・施行後「第2章」において詳述した具体的な違憲の事実の積み重ねにより、国民の権利・法的利益の侵害が具体的に現実化している。なお、これは立法内容の違憲性を含む立法行為の違法性とその明白性（後記立法国賠に関する最高裁平成17年判決、平成27年判決に言う「権利・利益の侵害の明白性」）を基礎づける間接事実でもある。

## 第2 平和的生存権の侵害

### 1 はじめに

平和的生存権については、準備書面（5）（11）において、①平和のための歴史的世界的な努力、②憲法の規定、③研究の成果と裁判例の蓄積、④平和を守るための動きなどをあげ、その歴史的、国民的基盤の存在などから、平和的生存権が人権の一つとして具体的権利性・裁判規範性が認められることを既に主張した。そこで、これまでの主張と立証を踏まえつつ、平和的生存権の具体的権利性ないし裁判規範性・被侵害利益性について主張を補完するとともに、平和的生存権の侵害の実情を明らかにする。

### 2 平和的生存権の具体的権利性・被侵害利益性

#### (1) 平和的生存権の憲法上の根拠

平和的生存権は、憲法上の人権であり、憲法前文2段、9条、第3章の13条をはじめとする関連の人権規定に根拠を求めることができる。

憲法前文2段には「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利（英文は the right to live in peace）を有することを確認する。」とあり、全世界の国民の権利として明記されている。この「平和のうちに生存する権利」が平和的生存権にほかならない。

全世界の国民の権利として確認したのは、日本国民が第二次世界大戦の責任を自覚し、再び戦争の惨禍を起すことなく、平和を維持することを「全世界の国民」に向かって誓い、「全世界の国民の権利」として確認したからであり、「全世界の国民」から自国民を除外する趣旨ではなく、自国民も含まれているものである。

憲法前文も憲法典の重要な一部であり、憲法制定の由来や理想のほか、憲法の基本原理を定めており、その内容の重要性から法規範性を否定することはできない。国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義が憲法前文に謳われている基本原理であり、これが法規範として国家を強く拘束し、憲法の各条項の解釈準則ともなることは当然といわなければならない。「平和のうちに生存する権利」が理想として願望するためだけに憲法に規定したものとは考えられない。

そして、憲法は、「戦争の放棄」を第2章とし、人権や統治機構に先行させている。これは戦争の放棄を人権保障と民主主義制度の前提条件として重く位置づけたものと理解される。そうすると、人権としての平和的生存権は、平和を制度として具体的に保障する9条によって担保されることになり、国ないし政府がこれに違反する行為をした場合は、それは即、平和的生存権を侵害したと評価されることになる（甲B15の小林「意見書」34頁）。

ところで、憲法の第3章の諸人権中に平和的生存権についての規定は存在しないが、13条の個人の尊重・幸福追求権については「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されており平和的生存権もこれに包摂されると理解することができる。

ただし、平和的生存権は「生命、自由及び幸福追求に対する権利」の重要な側面であるが、第二次世界大戦の惨禍を経験したことから、戦争の恐怖と欠乏に再びさらされることがないようにするため、「平和のうちに生存する権利」を分立させ、前文2段において確認したものと理解するのが相当である。

また、平和的生存権は、憲法17条(国及び公共団体の賠償責任)、18条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)、19条(思想及び良心の自由)、25条(生存権)、29条(財産権)とも結びつき、その内容を豊富なものとしている。

## (2) 平和的生存権の権利内容

平和的生存権は、政府によって憲法の平和条項が遵守され、政府の行為による戦争と軍備及び戦争準備によって、生命や生活が侵害されたり破壊ないし抑圧されたりすることなく、戦争の恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存し、またそのような平和な国と世界をつくり出してゆくことができる核時代の自然権の本質を持つ人権である(甲B15 小林「意見書」)。

権利の享有主体は、日本国籍の有無にかかわらず日本に生存するすべての個人であり、権利の内容は、戦争を放棄した平和国家において戦争の恐怖に怯えることなく平穏に生存できる権利を中核とし、国家によって人の殺傷を強要されたり戦争への加担を強要されたりしない権利、思想及び良心に基づく兵役拒否権、軍需徴用拒否権、軍事費負担拒否権などが含まれる。

また、権利の機能ないし法的効果は、政府が憲法の平和条項を蹂躪し、戦争の準備を推し進め、戦争に踏み切るおそれが差し迫った場合及び戦争を開始した場合に、それを予防ないし制止するための差止請求とそれによってこうむった人的・物的被害の回復を求める損害賠償請求である。

このように平和的生存権には、自由権的な側面と請求権的な側面が存在するのである。人権として内容豊富な権利ということになるが、物権ないし物権的請求権(民法198条ないし202条参照)より上位にあることは当然というべきである。

## (3) 平和的生存権に関する裁判例

ア 平和的生存権を肯定する裁判例

このように平和的生存権を憲法上の人権であることを認め、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得る場合があることを肯定して、裁判規範性を認めた裁判例としては、準備書面（５）の１４頁ないし１９頁のとおり、代表的なものとして次の４例がある。

- ① 長沼訴訟（保安林の解除処分取消請求事件）の札幌地裁昭和４８年９月７日判決（判例時報７１２号２４頁）
- ② 自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋地裁平成１９年３月２３日判決（判例時報１９９７号９３頁）
- ③ 自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁平成２０年４月１７日判決（判例時報２０５６号７４頁）
- ④ 自衛隊イラク派遣違憲確認等請求事件の岡山地裁平成２１年２月２４日判決（判例時報２０４６号１２４頁）

#### イ 名古屋高裁平成２０年４月１７日判決の分析

上記のうち、自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁平成２０年４月１７日判決は、自衛隊のイラク派遣の違憲確認と差止請求はいずれも不適法として却下し、損害賠償請求については、「控訴人らの具体的権利としての平和的生存権が侵害されたとまでは認められないところであり、控訴人らには、民事訴訟上の損害賠償において認められるに足りる程度の被侵害利益が未だ生じているということとはできない。」として棄却した。

しかしながら、差止請求等の根拠とされた平和的生存権について、「このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法９条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を

規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別  
的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の  
法的な権利として認められるべきである。(下線原告訴訟代理人 以下同じ)

そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政  
権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して  
保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体  
的権利性が肯定される場合があるということが出来る。例えば、憲法9条に  
違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為  
等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、ある  
いは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲  
法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、  
平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違  
法行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができ  
る場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利  
性がある。」と判示した。

#### (4) 平和的生存権の侵害

ア 新安保法制の本質は、日米軍事一体化による戦争準備ないし戦争遂行の  
ための戦争法制である。

存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態等と、自衛隊の出動  
形態が異なるが、自衛隊法76条1項は、「我が国と密接な関係にある他国に  
対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、  
自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を存立  
危機事態とし、内閣総理大臣は、「我が国を防衛するため必要がある場合には、  
自衛隊の全部又は一部の出動を命じることができる。」とする。

26. 7閣議決定とその翌2015年4月の日米両国政府の「新たな日米

防衛協力のための指針」(いわゆる新ガイドライン)及びこれを法制化した新  
安保法制法の制定は、1972年以降定着していた憲法9条に関する政府解  
釈を変更し、個別的自衛権の域を超えて集団的自衛権の行使を「限定的」に  
容認し、そのための法整備を強行するものである。

新安保法制法制定に基づく実力部隊である自衛隊の組織と装備の整備状  
況等に鑑みると、専守防衛の範囲を明らかに逸脱して、いつでも米軍等に加  
担して戦争ないし武力行使ができる態勢が整えられており、「戦争の準備行  
為」をするに至ったと認めざるを得ない。

イ 米軍等の武器等防護(自衛隊法95条の2)の制度も、共同訓練を含むと  
されていることから、平時から有事に至るまで、切れ目なく活用されるもの  
であり、米軍等の指揮下で自衛隊が活動することになり、集団的自衛権の行  
使に平時から備えた制度である。

北朝鮮情勢が緊迫する中、2017年から18年にかけて日本周辺に派遣  
された米艦艇と航空機の自衛隊による防護が実施された。例えば、2017  
年4月23日には朝鮮半島近海へ向けて航行している米海軍の原子力空母  
「カールビンソン」と海上自衛隊の護衛艦が共同訓練を開始し、同年5月1  
日から3日にかけては米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」  
を防護するため、海上自衛隊の護衛艦「いずも」が房総半島周辺で補給艦と  
合流し、四国沖まで補給艦を防護しながら航行し、3日には四国沖で海上自  
衛隊の護衛艦「さざなみ」も合流し、2隻は補給艦を護衛しながら航行し、  
この間、海自護衛艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの  
訓練を実施した後、同日午後に離れたということがあった(甲C11-1,  
476)。

このような共同訓練と武器等の防護は、単なる訓練ではなく、臨戦態勢に  
近い軍事行動であり、もし北朝鮮から米艦等に対するミサイル攻撃等があっ  
た場合は、日本も北朝鮮との武力紛争に巻き込まれかねないことになる。原

告ら国民・市民は、自衛隊の米軍等の武器等防護の行動に戦争に直結しかねない危険を感じ、恐怖にさらされた。なお、その後も米軍艦船・航空機の防護が国民には詳細が明らかにされないまま多数回にわたって実施されている。

ウ 国際平和支援法は、多国籍軍（有志連合軍も含む）への自衛隊派遣を恒久法化するとともに、米軍その他の諸外国軍に対する協力支援活動等を幅広く行えるようにしたものであり、国連平和維持活動協力法（PKO協力法）は、「国際連合平和維持活動」だけでなく「国際連携平和安全活動」にも参加できることにしたうえ、「住民の保護」や「宿営地の共同防護」と「駆け付け警護」の任務が加えられ、活動内容と武器使用の範囲が飛躍的に拡大された。

自衛隊の海外派遣を恒常化させ、武器使用の範囲を広げたことは、海外の戦争に積極的に参加する準備を整えたといわざるを得ない。

エ 新安保法制法の制定により、自衛隊が顕著に変貌したことは、既に主張立証したとおりである。「専守防衛」の枠をはるかに超え、「敵基地攻撃能力」を備えた「外征軍」に変貌しており、制度的にも装備的にも戦争準備が整い、米軍に加担していつでもどこでも戦争ないし武力行使ができる状態にある。

オ 前掲の名古屋高裁判決は、平和的生存権の具体的権利性を肯定される場合として「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合」を挙げているが、新安保法制法の制定及び当該法制法に基づく現状は戦争の準備行為に相当し、原告らの平和的生存権は、具体的権利性を肯定される場合にあると言ふべきである。

そして、戦争の準備行為といえる新安保法制法の制定ないし新安保法制法に基づく国の行為及び我が国の状況によって原告らは、日本が戦争をする国家に変質し、「密接な関係にある他国」の戦争に巻き込まれるのではないかと

不安を感じ、恐怖を覚えるのであるから、原告らの平和的生存権は、既に侵害されているというべきである。

#### (5) 「平和」の概念について

被告は、平和の概念そのものが抽象的かつ不明確であると主張する。

しかし、「平和」という言葉は、国際連合憲章をはじめとする国際法にも、日本国憲法をはじめとする国内法にも、特に定義されることなく数多く使用されている。自衛隊法3条1項も、自衛隊の任務として「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り」と規定している。それは「平和」の概念が社会通念ないし経験則によって明らかであることを前提としているからである。

平和主義という、平和の内容にもその実現方法にも異なった考え方があるが、憲法前文中の「日本国民は、恒久の平和を念願し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し」とか、9条1項中の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という文言から、「平和」の概念を考えると、戦争や武力の行使又は武力による威嚇などを伴う抗争がなく、恐怖から免れて平穏に生活できる状態をいうものと理解することができ、裁判規範性を否定しうるほど、不明確などということはない（飯島調書 9～11）。

先の自衛隊イラク派遣差止等請求事件（名古屋高裁平成20年4月17日判決）においても、「憲法上の概念はおおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば『自由』や『平等』ですら、その達成手段や方法は多岐多様というべきであることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定さなければならぬ理由はない」と判示されている。

### 第3 人格権の侵害

#### 1 人格権保障の根拠・内容について

原告らは、訴状及び準備書面（7）において、新安保法制法の制定・施行によって原告らが法的保護に値すべき権利・利益である人格権を侵害されたことを主張した。

ここに人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利である。人格権が、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であることは、アメリカの独立宣言や世界人権宣言などに遡り、その後の欧米諸国において、学説や判例によって築き上げられ、法的にも明文化されるなどして歴史的発展を遂げ、個人の尊厳・人間の尊重に基づく自然権的権利として肯認されてきた。我が国においても、民法学・憲法学において、戦前から、人格的利益について保護法益として容認され、現在においても、表現は異なるものの、生活の平穏等の人格的利益の保護法益性が認められ、人格的自律権、自己決定権等も人格権の内容として認められている。また、裁判例においても、最高裁を含めて、人格権・人格的利益が保護法益として広範に認められている。

原告らは、新安保法制法の制定に至る各閣議決定、日米両国政府の「新たな日米防衛協力のための指針」（いわゆる新ガイドライン）策定及びこれを法制化した新安保法制法の制定、新安保法制法の制定に基づく自衛隊の装備強化、日本の戦争参加の現実的危険などによって、人格権たる①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者としてないがしろにされない権利が侵害されたと主張するものである。また、新安保法制法は、従前の有事法制たる国民保護法とも一体となり、法に内在する権利制限による人格権侵害も存する。

これに対し被告は、原告らの主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的

権利性を認められないと主張する。

しかしながら、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であり、その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきである。

## 2 人格権の内容及び新安保法制法による人格権侵害について

### (1) 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権

生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権は、人格権として認められる点に異論はない。

個人の生命、身体、精神に関する利益は、各人の人格に本質的なのものであって、これを超える価値を他に見出すことはできない。人間としての生を全うするには、単に生命・身体の保全では不十分であり、そこに精神に関する利益が守られねば人間の生活としては成り立たないのであり、その具体的な在り方は、生活に関する利益として理解されるべきである。

この点、原告らは、新安保法制法の制定に至る各閣議決定、日米両国政府の「新たな日米防衛協力のための指針」（いわゆる新ガイドライン）策定及びこれを法制化した新安保法制法の制定、新安保法制法の制定に基づく自衛隊の装備強化、日本の戦争参加の現実的危険などによって、その生命・身体・精神に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これは、国賠法上の保護法益となる。

### (2) 平穏生活権

ア 平穏生活権は、最高裁をはじめ、多数の裁判例により保護法益として認められている。平穏な生活の核心は、自律的自己決定権の行使として、人生を自律的に設計し送っていくことにあり、平穏生活権は、それを成り立たせる複数の要素を包摂している。人間の平穏な生活にとって、物理的な条件も精

精神的な条件も同様にかつ同等に尊重される必要があり、どちらか一方だけでは、身体及び精神の統一体としての人間の生存を語ることはできないことから、その要素として精神的な平穏と物理的な平穏が考えられるべきである。

すなわち、原告らの多くは、憲法に導かれて戦後築いてきた平和な生活が否定、破壊されたと感じている。原告らの中には生命・身体への直接的侵害はなくても、（しかし、間接的な侵害は存在している）「精神に関する利益」侵害を主張し、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれた者も少なくない。こうした原告らによる「平穏な生活権」を侵害された、あるいは明確に人格権を侵害されたとの主張は、一人ひとりの原告の実態を知り、その苦しみを直視すれば、法的正当性は明白である。

特に、新安保法制法施行後、2017年4月以降における国際情勢の下では、多くの国民・市民は具体的な生命・身体及び精神への危険を実感しており、生命・身体及び精神的な人格権の侵害は現実化している。閣議決定と国会の議決により原告らの平穏生活権の侵害と生命・身体への侵害は、その後の事態の進行により裏付けられている。新安保法制法以前には、抱くことのなかった不安や恐怖は、原告らから生命・身体の安全とともに、平穏生活権を奪ったのである。

新安保法制法が施行された以降、原告らは戦争に直面させられる不安と恐怖をより具体的に実感させられた。

新安保法制法の成立により、原告らを含む、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされることになり、すでにさらされている。その実態は、準備書面（21）および「第2章」でも述べたとおりであるが、主なものを以下列挙する。

① 専守防衛を逸脱する2018年防衛大綱に基づく防衛装備、長距離ミサイルや「いずも」の空母化などの攻撃型兵器保有とイージスアショアを断念後急浮上した敵基地攻撃力保有の動き。

- ② 南スーダン PKO, シナイ半島への陸上自衛隊幹部派遣, 米艦・米航空機防護, 洋上給油, 海上自衛隊の南シナ海進出など自衛隊の積極的海外派遣の動き。
- ③ 国内および海外での実戦を想定した日米共同訓練や多国間訓練の増加。
- ④ 自衛隊基地の米軍基地化および米軍と自衛隊が一体となつての基地や民間空港利用の動き。特に, 新田原基地に関しては米軍による利用が進み, 米軍の弾薬庫, 駐機場, 燃料タンク, 米軍用宿舎等の建設・整備が進められ, 法施行後日米一体化の共同訓練も増加し, 日々の爆音, 部品落下事故, さらには墜落の危険, 新型コロナウイルス感染予防を理由とする訓練参加米兵の事前協議なしの宮崎市内ホテル宿泊問題などがある。
- ⑤ 不合理な FMS (Foreign Military Sales) による高額かつ必要性や性能に多大な疑問のある米国製武器の大量購入や本来日本が負担する義務のないいわゆる「思いやり予算」などによる防衛費の拡大と社会保障費の相対的削減, OECD 諸国内での教育費の公的負担割合の低さなど国民生活の犠牲。
- ⑥ 日本全国に広がる基地被害—自衛隊機や米国内でも欠陥機と言われるオスプレイ等による相次ぐ部品落下事故, 墜落事故, 不時着・緊急着陸など。特に沖縄の被害が大きい, 事故による住民生活への影響は, 米軍基地機能や実戦想定訓練の全国的広がりに伴い, 全国に広がり, 住民の営業活動や子ども達の学校生活などにも及び, 子ども達の学習権すら侵害している。
- ⑦ 防衛装備庁の設置により軍需産業の育成強化や武器輸出解禁と国際共同開発の動きの加速。防衛省・外務省・経済産業省等が事実上関わる国際武器見本市が国内で開催され, イベントホームページやパンフレットにはあたかも既に日本で憲法改正がなされたかの文言が公然と掲載されている。

⑧ 戦争できる国作りに向けて軍産学共同路線が取られ、軍事研究に科学者を動員し、武器輸出や武器開発で経済的利益を得ようとする動きの加速。  
ウ なお、これらは主に政府や自衛隊、米軍の動きではあるが、既に述べたとおり、積極的な戦争ないしは武力威嚇に国内外で乗り出す行動であるから、国民にとっては、いつ戦争に巻き込まれるかという不安を呼び起こすに充分である。また、戦争準備体制が着々と進んでいると見るほかなく、日常生活や経済生活への具体的影響や、精神までそのような体制に動員されていると感じ、屈辱感や違和感を持つのも当然である。

特に具体的なエピソードとして国民の恐怖を招いたものとしては、①2017年4月21日、政府による都道府県の危機管理担当者を集めた説明会での、北朝鮮の弾道ミサイルの着弾を想定した住民避難訓練を行うことの要請  
②2017年4月29日、「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスを伴う、一部の新幹線、地下鉄の運行停止。  
③「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』が、同年4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起る場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』、『(日本が) 米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』、『日本が真っ先に(核の) 放射能の雲で覆われる』と強調したこと(読売新聞 2017年5月3日付報道) などがある。

また、海外で活動を行う日本人NGO関係者等は、新安保法制法によって、海外にある日本人が他国民からの敵愾心を受け生命の危険があることをイラク特措法時の体験や紛争地の現実から強く感じ、不安をもっており、抗議声明を出すなどしていたが、自衛隊が海外派遣で軍事的プレゼンスを強めれば強めるほど、その危険が高まると指摘している。(アフガニスタンにおける清末愛沙氏や中村哲氏の体験や発言、南スーダンにおける今井証人の経験など一甲B12 飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語

る！自衛隊員・NGOからの発言』（現代人文社，2016年）112-113頁，なお，同67清末調書 甲B81-1～84-2 今井調書 22など。）

エ このような現状であるにもかかわらず，被告は「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと主張する。

しかしながら，現実には，政府が都道府県危機管理担当者を集めた説明会を行い，国民に危機対応を呼びかけざるをえない状況に象徴されるように，「漠たる不安」を明らかに超えている。

原告らは，これらの状況に直面し，「漠たる不安」をはるかに超えた，新安保法制以前には抱くことのなかった不安や恐怖を抱いているのである。

### (3) 主権者としてないがしろにされない権利

ア 原告らは，主権者として，憲法制定権を享有するものであり，憲法改正に際しても，国民投票に参加しうる地位を有する。今般の内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は，集团的自衛権の行使が憲法に反するとの，まさに確定していた憲法解釈を変更し，違憲であるとの多くの声を無視して立法したものであって，本来は，憲法改正手続によってしか行えないものであった。原告らは，本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪われたものであり，主権者としての立場をないがしろにされたものである。

イ 主権者としての立場は絶対であり，国家権力によって最大限尊重されるべきものである。これを無視され，愚弄され，蔑ろにされたことにより受けた被害は，原告たちの主権者であることの自尊心を大きく傷つけたこととともに，実は主権者として尊重される確証など無いのではないかという憲法への疑念・不安である。このような主権者としての根本的な被害感情は，国賠法上，救済を要求できる人格権である。ほとんどすべての原告の人格権は，このように侵害されたというべきである。

### 3 新安保法制法に内在する国民の権利制限による人格権侵害について

#### (1) 新安保法制法の法的枠組みと国民の権利制限

原告らは、準備書面（22）において、新安保法制法の法的構造そのものが国民の権利侵害を不可避なものにしていることを明らかにした。新安保法制法以前に締結された日米安保条約および日米地位協定を中核とし、有事法制の一環たる国民保護法と一体となった重層的な法的枠組みである。この重層的な法的枠組みにより、自衛隊員はもちろん公務員や民間労働者、一般国民に至るまで戦争とその準備体制に組み込まれ、事実上協力を強制され、罰則を背景にした強制力によって財産権や行動の自由を奪われ、ひいては思想・良心の自由さえ脅かされかねない内容となっている。特に武力攻撃事態や緊急対処事態において、戦火やテロ等に晒されれば生命の危険があることは言うまでもない。

日米安保条約とそれに基づく日米地位協定により、日本政府は在日米軍に地域制限なく施設・区域を提供し、有事をも想定した国内法上の特例を与え、土地の強制利用、道路使用や航空法上の例外、漁業者の操業制限、秘密保護など、国民生活を犠牲にした米軍「優先」となっている。加えて、物資・役務の調達などの便宜を供与し、武器や修理業務など軍事行動の兵站を担っている。新安保法制法以前にも在日米軍に雇用された日本人労務者はベトナム戦争やイラク戦争にも参加させられ攻撃のリスクに晒され、政府はこれを是認してきた。

平時から有事まで機能するこれら条約、協定に加え、事態対処法、改正自衛隊法、重要影響事態安全確保法、改正米軍等行動関連措置法、国際平和支援法などが、それぞれの「事態」での自衛隊と米ほか外国軍との軍事協力を規定し、国民保護法がそれぞれの「事態」に対応した国民の協力と義務、すなわち国民の権利制限を定めている。「国民保護」という名称とは裏腹に、実際は軍事行動を確保するため国民の生活や権利は深刻かつ多様な制限を受ける。

国民保護法は、武力攻撃事態等やテロなどを想定した緊急対処事態において、

国が「基本指針」を定め、指定行政機関・地方自治体等は「国民保護計画」を、指定公共機関は「国民保護業務計画」を定めると規定する。関連する指定公共団体等は平成29年4月1日現在151、指定地方公共機関は、1078に及び、交通、物流、ライフライン関係、通信、放送事業者など際限なく広がり国民生活全般にわたる。

国民の権利制限が定められており、例えば、土地や家屋、特定の生活必需品の提供・保管、医療従事者の医療行為提供など、さまざまな協力が求められ、場合により罰則をもって強制されることもある。（自衛隊法118条～124条、国民保護法188条～194条には自衛隊員以外の国民を処罰対象にする罰則規定がある。甲B148 鈴木和之 内外出版「日本の安全保障法制入門第3版」288頁以下、同149 磯崎洋輔 時事通信社「国民保護法の読み方」421頁以下、なお200頁以下）国・地方公共団体、指定公共機関等に対処措置実施の責務があり、国の方針のもと、国民が協力を拒むことは不可能であり、少なくとも著しく困難と言わざるを得ない。

## **(2) 有事法制による国民の権利制限の可能性を飛躍的に高めた新安保法制**

武力攻撃事態においては、空港・港湾・道路等公共施設の外国軍・自衛隊の軍事優先利用および関係公務員・労働者の役務提供、国民保護法上の対処措置実施責務による指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関および関係公務員・事業者・労働者の動員、戦闘行動や兵站等のための国民の土地建物や物資の強制使用・収用、戦闘行動をする米軍のための土地等の使用・収用、軍事行動妨害を避けるための罰則を背景とする国民の強制的な誘導などが定められている。住民避難は自衛隊の直接任務ではなく、地方自治体の責任とされるが、住民避難計画策定の非現実性と困難性は原告上原公子の意見書（甲B54）および同人の法廷での陳述に明らかである。

新安保法制以前は抽象的な発動可能性にとどまっていた有事法制が、新安保法制によって、①本質的に他国防衛である集団的自衛権の行使を認める存立危機事態（新三要件が限定の意味を持たず、日本が主体的に判断できない要素を含むことは既に述べた）②地理的限定がなく世界中のどこで起こっても認定できる重要影響事態、③国連が統括しない国際的な軍事行動にも自衛隊を派遣できる国際平和共同対処事態によって実際に発動される可能性が飛躍的に高まった。しかも、武力攻撃事態と存立危機事態など、これらの各事態は併存しうるとされる。

また、あらたに、国会の議決もなく、例外を除き公表の必要もなく、ゆるやかな要件で、世界中で外国軍の武器防護とその際の武器使用が認められることとなった。例えば共同訓練時の軍艦や戦闘機による軍艦・戦闘機の防護は、共同での軍事威嚇とも受け取られかねない。戦闘中の米軍の後方支援においても可能で、武器防護中に何らかの偶発的な衝突を契機に一気に重要影響事態、存立危機事態、武力攻撃事態へと発展しかねない。切れ目のない武器等防護であり、「集団的自衛権」の裏ルートと指摘されている。

また、緊急対処事態に関しても、新安保法制によって日本が明確に米国の同盟国として軍事的に積極的役割を果たすこととなったことで、米国と対立関係にある国や紛争地住民等の敵愾心を煽り、テロや原発への攻撃など、発動の可能性は飛躍的に高まっている。

実際に「第2章」で指摘したとおり、新安保法制施行後、これらの危険は具体的かつ現実的なものとなっている。

### (3) 新安保法制の法的枠組みを認識することによる人格権侵害

新安保法制の本質は、日本が攻撃されていなくても、他国が起こす戦争に協力して世界中のどこでも武力攻撃できる国にすることにある。新安保法制法の制定自体によって、自衛隊員や国民が米国や外国軍隊等のために動員され、武

力行使や武力行使の威嚇行為に加担させられ、敵対国等から被害を受ける危険な立場に既に置かれているのである。

このような自らの立場を理解したとき、平均的な人間が日常生活や将来について強い不安を感じ精神の静謐を害され、自らあるいは親族らの戦争体験を呼び覚まされ、武力・戦争を憎み平和を愛する自らの思想やアイデンティティを脅かされ物言えぬ立場にされたと感じ、激しい精神的動揺を感じることは、全くもって当然のことである。

精神の自律と静謐は、いわば人間が人間として自律的に生きるための要とも言うべきものであり、人格権の枢要である。これが新安保法制法の存在そのものによって現に著しく侵害されている。

#### 第4 憲法・改正決定権の法的権利性と侵害

##### 1 はじめに

憲法改正・決定権については、訴状のほか、準備書面（9）において、国（政府）による集団的自衛権行使等を容認する閣議決定（「26・7閣議決定」）及び新安保法制法案の閣議決定（「27・5閣議決定」）、並びに国会における本件新安保法制法の立法等の行為が、国民各人が、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法96条1項に定められている国民の憲法改正・決定権を侵害するものであることを主張した。

従来政府自身は、集団的自衛権の行使の禁止や海外派兵の禁止等の原則を維持することによって、自衛隊の存在及び活動が、戦争及び武力の行使の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認という規定に反しないとしてきた。

その上で、仮に集団的自衛権の行使を認めようとするのであれば、憲法9条の改正が必要であると繰り返し明言してきた（昭和58年2月22日衆議院・予算委員会における角田禮次郎 内閣法制局長官答弁、平成15年7月25日参議院・

外交防衛委員会における小泉首相答弁など)。

にもかかわらず、政府および国会は、憲法の改正手続を採らないまま、憲法9条の規定を実質的に改変してしまった。

原告らは、主権者として憲法改正について最終的意思決定の機会を奪われたことにより、自らの憲法改正・決定権を侵害され、多大な被害を蒙ったのである。

## 2 憲法改正・決定権の法的権利性

### (1) 憲法改正・決定権の根拠と内容

憲法前文1段には、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあり、国民が主権者として憲法を制定したことを宣言している。

そして、憲法改正の手続については、憲法96条1項に「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定され、憲法を改正する決定権は、最終的には主権者である国民が有していることを明らかにしている。

憲法改正手続法は、3条で「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」と規定し、47条で憲法改正案ごとに一人一票に限ると定め、第七節(100条以下)で国民投票運動について規定している。

国民投票運動とは、「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。」とされ(憲法改正手続法100条の2参照)、多くの組織(団体)や個人によって国民投票運動が行われることを想定し、国民の自由と権利を不当に侵害することなく、公明に運動が展開されるように配慮されている。

したがって、憲法改正を最終的に決定する権限は主権者としての国民が有し、国民投票運動と国民投票の投票権を行使することによって、過半数の多数決を

もって憲法改正を決定するのであり、この国民の憲法改正手続に関与して決定する権利ないし法的地位を、「憲法改正・決定権」と呼ぶことにしたものである。

国民の憲法改正・決定権は、「主権的権利」であるといわれることもある参政権（高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣，2020年）320頁参照）に含まれ、国会が発議した憲法改正案について、賛否をめぐる国民投票運動を展開したうえ、国民投票の投票権を行使し、承認するかどうかを自律的に決定する公民としての権能であり、国民の主権者としての人格権に含まれる自己決定権の行使でもある。立憲民主主義国家の国民的基盤であり、国民固有の権利として具体的なものである。

## （2）被告の主張に対する反論

被告は、憲法96条1項でいう「国民」とは「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまり、憲法96条1項も憲法改正手続法も憲法改正の際には国民投票等を要することと国民投票の手続等を定めたものにとどまると主張する。

しかし、憲法制定権力ないし憲法改正権は、国家の主権者としての国民が有しているという建前にとどまるものではなく、個々の国民が具体的に有するものであり、憲法96条1項も憲法改正手続法も、憲法改正の決定権は主権者である国民にあることを前提に、その権利行使の方法を規定したものである。

この憲法改正に関与する国民の権利は、国民投票の投票権にとどまるものではなく、国民投票運動に参加するなど、国民意思を形成する過程に自主的に関与する地位が保障されることであり、まさに「憲法改正・決定権」として保護するに値するというべきである。

そして、公務員である内閣総理大臣をはじめとする国務大臣や国会議員が憲法改正手続を潜脱して憲法に抵触する法律を強行採決によって成立させるなど、立憲主義にも議会制民主主義にも背馳し、法の支配を蔑ろにした場合に

は、国民の「憲法改正・決定権」を侵害したものととして国賠法上違法と評価されなければならない。

### 3 憲法改正・決定権の侵害

#### (1) 新安保法制の本質と憲法改正手続の潜脱

26・7閣議決定は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしていた昭和47年政府見解を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合でも、「我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最低限の実力を行使することは」「自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきである」などとして、憲法9条の解釈を変え、集団的自衛権の行使に道を開いたうえ、内閣が新安保法制法案を立案して国会に提出し、両議院においていずれも強行採決により成立させたことは、前述したとおりである。

新安保法制は、内閣と国会が憲法9条の改正手続を潜脱することによって制定されたものであり、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害したことは明らかである。

#### (2) 損害の発生

内閣による26・7閣議決定と新安保法制法案の国会提出及び国会における同法案の強行採決による成立は、内容的にも手続的にも違憲かつ違法であり、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害するものである。

原告らは、国政において憲法の基本原理が尊重され、平和で安定した人生を送れることを期待していたが、内閣と国会による憲法改正手続を潜脱した新安保法制の強行という事態であり、この暴挙に強い怒りと悲しみ、主権者の立場を蔑ろにされた屈辱感、憲法が蹂躪された喪失感と不安感など、甚大な精神的苦痛をこうむった。

この憲法改正・決定権の侵害による損害は、原告ら国民に共通したものであって、個々人の主観的要素を斟酌するまでもなく、経験則上明らかである。

## 第5 原告らの具体的被害とその深刻性

### 1 はじめに

これまで、原告らの被侵害利益を平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の三つに分けてみてきたが、新安保法制法による原告らの具体的被害は、各人各様であり、それぞれの人生経験や感受性、考え方などによって異なる。別々のものではなく、複合的なものであるが、精神的苦痛の内容と程度を判断するため考えることにしたものである。

いずれの原告らの精神的苦痛も、現実的かつ具体的で切実なものであり、被告が主張するように「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」として軽視できるようなものではない。

原告らは多様であり、その具体的被害の内容も様々である。原告本人尋問を行った原告は21名、陳述書を作成した原告は103名であるところ、これらの原告らの戦争体験などを含む人生経験、生活環境、社会的地位、世代などに分けて、具体的被害と損害の深刻性について論及する。

### 2 原告らの具体的被害とその深刻性

#### (1) 戦争体験者（被爆者・引き揚げ体験者等含む）

##### ア 原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という。）は、旧満州新京で生活し、終戦間際に引き揚げを経験した。引き揚げる途中、安東で1年くらい住まなければならず、兵隊に襲われそうになった若い女性が逃げ込んでくるなどした。その後引揚船が出るという遼東湾岸の葫芦島まで両親が妹、弟を背負い歩かなければならなかったが敵国軍に発見されないよう、よく泣く赤ちゃんが死

なせられたりするなどした。引揚船の中でも亡くなった人の遺体を海に投げ込んだりする場面に遭遇するなどしている。また、弟、妹とともに引き揚げ中に小児結核に罹患し、原告●●は結核性リンパ節やカリエス、肺浸潤に罹り、その後、60歳の時に再発するなどしている。原告●●の弟は治療薬で難聴になり、妹は卵巣を全摘出して子どもを産めなくなり、その治療のために罹患したC型肝炎により今も発病に脅えている。

そのような経験を経て、原告●●は、母親としても平和を育て守る活動を行ってきたが、新安保法制法の強行採決により恐怖と絶望感で打ちのめされた。また、日本が戦争を仕掛けたり、脅したりする側に回ったと感じ、日常生活に戦争の準備がひたひたと押し寄せる恐ろしさや焦燥感を強く感じている（●●調書、なお甲D13 陳述書）。

#### イ 原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という。）は、旧満州ハルピンで生まれた。1947年、2歳の時に母親とハルピンを脱出し、同年3月8日大連港を出港し6日かかって帰国した。そのとき栄養失調で、流行り目に罹患し、右目を失明している。

原告●●の父親はシベリアに抑留されており、1948年12月帰国したが、結核に罹患し、3年以上入退院を余儀なくされ、その後教員となり、反戦の思いを全うしながら教員生活を終えた。しかし、晩年、認知症になってもシベリア抑留時の体験を引きずり「見張られている、怖い怖い」と震えることがあった。また、原告●●の夫の職場の上司に命令で捕虜の首を切った方がおり、本当に苦しんでいた。現在、新田原基地の近くに住んでいるが、戦闘機の音で、3歳の娘が嘔吐し、食べ物を受け付けなくなったことも経験している。

これらのことから、原告●●は、自らが味わった苦しみを世界中の誰にも味わってほしくないと考えており、新安保法制法の制定により、平和への思

いが踏みにじられるような法律が次々と通って、戦争への道が敷かれていると感じ、悔しく悲しい思いをしている（●●調書 甲D11, 103）。

ウ 原告●●●●

原告●●●●（以下「原告●●」という）は、昭和17年日向市で生まれた。2歳の時に日向市が空襲を受けたが、空襲の後に見回りに出た父親が、顔見知りの朝鮮人の女性と原告●●と同じ2歳くらいの親子が倒れており、子どもの顔がもぎられてなかったという話を、後々まで隣れんで話し、戦争のむごさの記憶がいつまでも忘れられなくなった。また、疎開や貧困のため親と長く離れて暮らすことを強いられ情緒欠如をずっと引きずったが、それも戦争がもたらしたものと考えている。また、認知症聞き取りボランティアの体験から認知症が進んだ人でも戦争体験だけは細かく覚えているのに接し、今の子どもたちに人生最後の記憶に戦争体験が残るようなことがあってはならないと感じている。夫の実家が新田原基地の近くで戦時中基地が攻撃対象となって危険なので兵隊が近隣に民泊し、苦しい生活を強いられたと聞いたが、新安保法制法により共同訓練が行われ、米軍の宮崎市内宿泊が行われたことと重ねてしまう。新安保法制法の強行採決以来、新田原基地がアメリカ軍の基地化したり、民間空港が軍事利用されるのではないかと感じ、日常的に恐怖を感じている。（●●調書, 甲D28, 105）

エ 原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という。）は家族全員が被爆者である。長崎原爆投下時、7歳であり、長崎中心部から4キロほど離れた旅館に疎開していた。原爆投下により、旅館の階段は全部崩れ落ち、2階の方々でうめき声が聞こえた。外は、焼け野原で恐ろしい状況であった。翌日、家族で父親の仕事場に歩いて行ったが、黒焦げになった死骸の山で本当にこの世の地獄を見た。母親が子供を抱えて、背中に赤ちゃんをおんぶしたまま亡くなっていた光景は忘れることはできない。最初は被爆者であることを隠して生活

していた。しかし、その後、自分にしなければいけないことがあると考え、被爆者として、絶対に戦争をしてはいけない、核を使ってはいけないと核戦争廃絶を訴えてきた。自分の子どもや周りの方々に自分が経験したことをさせてはいけないという思いで、みんなで活動してきた。新安保法制法の強行採決により、一生懸命頑張ってきたのに、また元に戻るのかと、努力を踏みにじられる思いをし、寂しく悔しい思いで一杯である。(●●調書 甲D6)

オ 原告●●●●

原告●●●●(以下、「原告●●」という。)は、旧満州で生まれ、1946年日本に引き揚げるとき、7歳であった。日本人と分ると捕まえられる恐れがあったため名前を変えて逃げ回り、ソ連兵から略奪の場に出くわし、国民政府軍の将校から頭を殴り付けられたこともあった。しかし、当時軍国少年であり他民族への蔑視を植え付けられていた原告●●は、戦争に負けたせいだと考え将来敵を討つことを考えていた。しかし、高校時代に日本史と世界史を学び、大学で中国近現代史を専門で学ぶことにより、他民族を蔑視して、戦争を当たり前と感じるような人間を作るようなことを二度と繰り返してはいけないという思いで一杯になった。

そして、新安保法制法は、憲法を改悪し自衛隊を海外で戦争する軍隊にしようとするものであり、命を奪い、奪われる歴史へ、他民族への憎悪と蔑みの連鎖に引き込むものであると考えている。また、国民が平和を求めているのにそれを無視するものであり、怒りを覚えている。(●●調書 甲D12)

## (2) 戦争犠牲者(被爆者を含む)の家族

ア 原告●●●●

原告●●●●は、戦地で戦死し、遺骨も戻らなかった祖父が祖母にあてた手紙を読み、祖父が伝えたかったのは、世界の恒久平和であったと確信している。また、二人の子の母親であるが、下の子どもが生まれてすぐ、6か月

間引き離されたという経験から、世界中でたくさんの母親たちが戦争により子どもと引き裂かれ泣いていることを考えた。新安保法制法の制定が「強行採決されたこと自体を恐怖に感じ」、「これまで大事にしてきた命の尊厳とか子供の存在とか平和とかいうものを根こそぎ否定されたような思い」を抱いている（●●調書 甲D50）。

イ 原告●●●●●

原告●●●●●（以下、「原告●●」という。）の父親は広島で、母親は長崎で被爆した。原告●●の父親は家族に被爆体験を話すことはなかった。胸に秘めて周りに語りたくなかったと思われる。原告●●の母親は、被爆した際の「この世とも思えない地獄絵図」について語っていた。

また、原告●●は、仕事上長年、沖縄本島、先島諸島、宮古八重山に通っており、沖縄を第二の故郷と感じている。

そして、新安保法制法制定により、唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約に加わらないこと、沖縄の島々が軍事化されていくことに辛い思いを抱いており、新安保法制法制定は戦争に加担するための極めて危険な近道と感じている（●●調書 甲D8）。

ウ 原告●●●●●●

原告●●●●●●（以下、「原告●●」という。）は、母方の伯父が中国で戦病死した。原告●●の母は、認知症になっても、伯父のことについて「戦争で兵隊に行ったら病気になっても治療してもらえないらしい」などと話していた。また、民間船の船長であった別の伯父が、戦争末期、米軍の魚雷攻撃に遭い死亡した。残された伯母は死ぬまで、「戦争があと1年、早く終わってくれていたら」と悲しんでいた。そして、伯父の船が沈むまでの8時間に関し、軍の克明な記録が残っていることを知り、軍はその間助けようとしなかったことについて、戦争は残酷で恐ろしく悲しいと感じている。

また、原告●●は、大阪で特別支援学級の教員であったが、日の丸、君が

代で起立を求められ、起立しないと処分するとの通達があり、退職した。日の丸、君が代の強制は戦争につながっていると感じていたが、新安保法制はその仕上げだと感じた。新田原基地での日米合同練習、アメリカ軍の弾薬庫の設置などにより戦争が現実的なものと感じ、自衛官や基地の周辺の民間人が巻き込まれ、伯母や母のように肉親を亡くして悲しむ人が生まれると心配し心を痛めている（●●調書 甲D20）。

### (3) 新田原基地周辺住民

原告●●●●（以下、「原告●●」という。）は、航空自衛隊新田原基地がある宮崎県新富町に接する西都市の住民であり、新田原基地の爆音被害を受けている者である。新安保法制成立後、アメリカ軍の戦略爆撃機B-1Bと新田原基地のF-15との戦闘訓練が行われ、アメリカ軍の空母と日本の護衛艦の共同訓練へ新田原基地のF-15が参加している。さらには、新田原基地にアメリカ軍の弾薬庫、燃料庫、誘導路等を造ることとなった。弾薬庫に何が保管されるかも地元住民には知らされない。これらのことから、アメリカ軍の弾薬庫を集中して狙われ、新田原基地が狙われ、戦争に巻き込まれるのではないかと不安を感じている。

また、原告●●は、定年まで高校の教師をしており、教え子の中に自衛隊に入隊した者もいる。その子供たちが、アメリカ軍と一緒に海外で戦争をする、他国の人間を殺す又は自分が犠牲になるなどの事態が生じるのではないかといたたまれない気持ちを抱いている。（●●調書 甲D19）

なお、原告●●も新田原基地周辺の住民である。

### (4) 子を持つ母親及び孫を持つ祖父母たち

ア 原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という。）は、小学校6年生の息子の母

であり、歌人であり、カトリック信者である。また、宮城県仙台市に住んでいたときに東日本大震災を経験し、その後息子と夫と宮崎に移り住んだ経験を持つ。

小学校6年生の息子は、原爆に関する読書を通じて自分も本の中のそのような経験をするのではないかと不安に陥ったりしている。また、南スーダンに駆け付け警護で派遣される自衛隊員を家族が空港で見送るニュースをみて、現在も戦争があり、家族が引き裂かれる現実があることを知り、ショックを受けている。

また、原告●●自身、言葉の解釈を強引に変えそれが通用していることについて、表現者として怒りを感じ、憲法の解釈によりこれまで認められなかったことが認められることについて、憤りを覚えている。

東日本大震災・原発事故で心労のため精神科クリニックに通院していたこともあるが、震災と戦争は違うとは言え、平和で平穏な生活が脅かされ、命が危機にさらされる緊急事態であるという点においては、戦争も震災も同じであり、平和で平穏な生活がなければ安心して毎日を過ごすことはできないと考えている。

さらに、カトリック信者としてもカトリック教会が目指す平和への道と相入れないものであることなどを述べていることについて強く共感し賛同している。

その上で、新安保法制法は、原告●●の人生や価値観、人格を否定し、不安に陥れ、息子にも安心感を与えることができず、日々の生活に強い恐怖を与えるものであると感じている。(●●調書 甲D24)

#### イ 原告●●●●●

原告●●●●●(以下、「原告●●」という。)は「安保関連法案に反対するママの会」のメンバーであり、宮崎市議会議員である。

新安保法制法制定の過程が立憲主義や民主主義をないがしろにするやり

方であったことで心の平穩を奪われたと感じている。また、集団的自衛権の行使により自衛隊が国防と全く関係のない戦地に派遣され、それが常態化すること、自分の国と関係のないところで戦争をして加害者になってしまうことについて不安に思っている。また、そのような不安の中で子育てを行うこと、新安保法制を基に教育の中でどのように活用されていくのか、日本が加害国になることが教育の中で教えられるのではないかと、表現の自由や学ぶ機会が奪われるのではないかと不安に思っている。

実際に、原告●●の下にはたくさんの不安の声が届いており、宮崎市議会においても、基地問題や安全保障に関する意見書を採択するために臨時議会を開催するという歴史上前例がない事態が生じている。そして、今後も新安保法制による理不尽が起きるのではないかと、市議会議員として見過ごせない状況となっていることに限りない不安と憤りを感じている。(●●調書 甲D 2 5)

#### (5) 自衛官家族等

原告●●●●は、自衛官だった息子を同僚・先輩によるいじめで失っている。そして、自衛官も一人の国民として人権が守られなければならない、新安保法制によって自衛官が戦争に行く危険を感じ、息子の死が活かされないと感じ苦しい思いをしている。また、日本国憲法が真摯に衆議院、貴族院、憲法改正特別委員会で崇高ともいえる審議を重ねられ、国民が憲法に命を吹き込むと述べられたことを深く胸に刻んで生きてきたが、それと比較し、新安保法制が丁寧な審議が行われず怒号の中で成立したことについて誤りであると確信し、悲しみと憤りを強く感じ、過ちは司法によって正されなければならないと悲壮な決意で裁判に臨んでいる(●●調書 甲D 2 7)

## (6) 教育関係者

### ア 原告●●●●

原告●●●●は、中学教師をしてきた者である。国民学校3年生の時に宮崎で終戦を迎えたが、1945年5月11日、宮崎の大空襲の際、目の前5メートルも離れていないところに機銃掃射を撃ち込まれ、100メートルぐらい離れたところに数えきれないくらい爆弾が落ちる経験をした。その空襲で学校は全焼し、同級生3人、上下級生9名が死亡した。その他にも近所の老夫婦と娘さんが爆弾の直撃で死亡した経験もある。

また、原告●●の父は、広島に原爆が投下された2時間後に広島に入ったが、原爆投下直後の広島の死体の状況、水を求める被爆者の状況、その後の死体の焼却の状況について、重い口調で話していた。

原告●●は、そのような辛い戦争体験を有している者でもある。その思いから、生徒に対しても、子どもたちに対しても、戦争体験を伝えてきた。新安保法制法制定後、新田原基地で200名のアメリカ兵が来て合同訓練が行われることに、戦争の足音が近づいてくると感じている。原告●●は戦後食糧難の体験からカボチャとサツマイモが80歳を超えた今でも食べられないが、そのトラウマがよみがえるとともに将来世代に味わわせてはならないと深い悲しみとともに願っている（●●調書 甲D4）

### イ 原告●●●●

原告●●●●は65歳まで私立高校で教員をしていた。幼いころ東京に住んでいた際、白装束を身にまとった傷痕軍人の姿を目にし、ラジオで「今日の舞鶴港の帰還者名と住所」というのを聞くなどしていた。それにより、帰還できた兵士、その家族、待ちわびていた人々の心情を考え、つらい気持ちになり、戦争に対する恐怖感、嫌悪感を持っていた。また、自分の世代は絶対に戦争はない、しない、させないという自負を抱いていた。

また、戦前教壇に立っていた方からいまだに夢にまで出て、何ということ

をしたのか、非常に悔やんでいること、戦地に向かわせてしまったという後悔の念があると聞いている。

ところが、昨年8月、祭りで自衛隊車両が展示され、子どもたちが記念撮影をし、若者向けのリクルート用のパンフレットが配られていたが、そのパンフレットには有事の際の自衛隊の任務については一切書かれていなかったことなどから、新安保法制法制定により、集団的自衛権で若者が行かなくてもいい戦争に駆り出されて生死をさまようのではないかという懸念を強く感じ不安に苛まれている。(●●調書 甲D87)

#### (7) 法学研究者

原告●●●●(以下、「原告●●」という。)は、憲法、人権、国際法の研究者である。集団的自衛権行使を容認することは違憲であると原告●●自身考えており、著名な憲法学者が、新安保法制法(案)が決してこれまでの解釈から導かれるものではなく、憲法違反であると陳述したにもかかわらず、強行採決に至ったことについて、非常に落胆している。また、法学者として学生に整合性のある説明がつかないと考えている。さらに、安倍前首相が砂川事件の判決を引き合いに出して最高裁があたかも集団的自衛権行使を合憲としたかの詭弁を弄する振る舞いをしたことは非常に問題と捉え、新安保法制法は、国連で示された人間の安全保障概念とも整合し具体的権利として認められる平和的生存権、人格権を侵害するものと考えている。そして、新安保法制法の制定は、恣意的な政治的要因で憲法理念を覆すものであって憤りを感じている。そのうえで法曹は行政と立法とは一線を画しきちんと物が言えるはずであるとして、三権分立とは何なのかが問われると、強く訴えている。(●●調書 甲D45)

#### (8) 研究者

原告●●●●は宮崎大学農学部において、教授・学長として農学の研究・教

育を行ってきた。終戦時5歳であったが、空襲により死を間近に意識する恐怖感を覚えたことがあり、終戦時に伯父一家5人が中国北部で消息不明になったことにより忘れがたい喪失感も受けている。

そのような経験により、二度と戦争をしてはならない、研究が軍事利用されないよう社会に訴えかけなければならないと考えてきた。また、新安保法制法制定により、日本が戦争に巻き込まれる、場合によっては自分や周囲の人たちが戦争に巻き込まれるという恐怖を感じている。

研究者が戦争に利用された反省を踏まえて戦後政府の政策に科学的英知を反映させるべく設立された日本学術会議においては、1950年、1967年、2017年軍事研究を絶対に行わないという声明を出しているが、新安保法制法が成立した2015年防衛省安全保障技術研究推進制度ができており、研究者が再び軍事研究に駆り出され、それが公然化する時代になりかけていると感じ、不安と将来に対する大きな危惧を感じている。(●●調書 甲D5, 104)

#### (9) 宗教関係者

原告●●●● (以下、「原告●●」という。)は、自らカトリック信者であり、小学生の子どもを持つ母親であり、子どもたちを支援する活動を行っている。カトリック中央協議会、審議会では強行採決による新安保法制法制定に反対しているが、新安保法制法制定により、戦争が本当に身近になったような気がして恐怖心を覚え、子どもが戦争が起きたときには戦地に行かせられるのではないか、徴兵の可能性があるのでないかと非常に不安に感じている。

また、原告●●の妹は修道女としてボリビアの孤児院で活動したことがあり、今後も南スーダン等海外で活動を行う可能性がある。原告●●の妹は、新安保法制法制定により、平和日本のイメージが損なわれ、非常に支援がやりにくくなる可能性が高いと言っており、原告●●自身、妹が海外の子どもたちを救うことによって命が危険にさらされることに恐怖と怒りを抱いている。(●●調

書 甲D 4 6)

#### (10) 法曹関係者

原告海保寛(以下、「原告海保」という)。は、昭和41年に裁判官に任官し、鹿児島地家裁所長を経て平成14年に退官した元裁判官である。

「憲法9条の解釈改憲が許されるかどうかを問うのが、この訴訟の本質的な問題」と捉え、今までの訴訟はそういうものではなく、従前の訴訟と今回の訴訟とでは基本的に違いがあると捉えている。そして、今回の新安保法制法制定は解釈改憲という禁じ手を使ったものであり、見過ごすことのできない戦後政治の歴史の中で最大の暴挙であるとしたうえで、内閣や国会が違法行為を行ったとき、これを是正するのが裁判所の役割であり、戦後の裁判官の多くは二度と政権迎合したり影響を受けたりはしないという信念があり、代々裁判官に受け継がれ根付いているはずと強く訴えている。また、東京大空襲を経験した原告海保は、太平洋戦争開戦当時誰も日本が空襲にあうなどと想像もしていなかったことから、一旦戦争の危険が切迫してからは戦争は止められず、戦争の火種を取り除くことでしか戦争を止める術はないと経験から強く感じている。そして、今こそ戦争の火種を取り除くべきであり、司法がその力を発揮するときであると確信し、悲壮な思いを抱いている。(海保調書 甲D 1)。

#### (11) 行政関係者

原告上原公子(以下、「原告上原」という。)は、1999年から8年間、東京都国立市市長を務めた者である。この国立市市長在任中、2003年には有事関連3法が、2004年には、有事関連7法が成立した。

原告上原は、地方自治体の長であり、有事関連法に対応し苦慮してきた立場から、日本と関係のない、紛争のない国からの攻撃の危険性が膨らんでおり、それにより自衛隊だけでなく、指定公共機関の従事者、一般国民も含めて戦時

だけでなく平時から戦争準備体制に組み込まれ犠牲になること、一般住民と基地が近接する環境では文民保護を謳うジュネーブ条約の趣旨に反し戦時となれば一般住民が攻撃されること、多くの原発のある日本はテロに対して脆弱であることを指摘し、新安保法制によってその危険が高まっていることに大きな不安と怒りを感じている。また平和憲法を持つ戦争経験者二世として日本が戦争する国になることを食い止める責務が自らにあると焦燥感を抱いている（上原調書 甲D95）。

## (12) 若者

### ア 原告●●●●

原告●●●●は、「平和な社会に生きたいという思いや個人の尊厳が大事にされる社会に生きたいという当たり前の思いを大事にして、また、人間的関係を大事にする」という思いで新安保法制法に反対する活動を行ってきた。その活動の中で若者が戦争が自分にどんな影響を及ぼすのキャリアルに想像できていないのではないかと感じ、国民の議論を反映せずに決められた新安保法制法を個人の尊厳を尊重するものではないと感じ、軍事費の膨張と貧しい学生の生活を対比し、若者の立場がないがしろにされていると感じている（●●調書 甲D34）。

### イ 原告●●●●

原告●●●●は、新安保法制法は他国の脅威に軍事で備えるという考えにより成立したものであり、他国との真に友好な関係構築をあきらめていると考えており、戦後70年以上築き上げてきた平和主義を破壊するものと考えている。

そして、新安保法制法制定は、解釈で憲法を変えることであり、国民の努力で平和や民主主義を作っていくという意思決定を否定され、権利を否定されたと感じている。（●●調書 甲D33）

### (13) 平和を愛し強く希求する宮崎県民

その他, 以上に分類されない原告も含め, いずれもが平和を愛し強く希求し, その願いが新安保法制によって打ち砕かれ, 脅かされていることを日々感じ著しい精神的苦痛を被っている。

## 第4章 原告らの損害と因果関係

### 第1 原告らに生じた損害

#### 1 原告らの受けた苦痛

原告らは, 新安保法制法の制定に係る内閣の閣議決定と同法案の国会提出及び両議院の強行採決による可決に至る憲法尊重擁護義務に違背する重大な違法行為によって, 第3章記載のような精神的苦痛をこうむっている。この精神的苦痛は, 平和的生存権, 人格権及び憲法改正・決定権を侵害されたことによるものであり, 憲法の根本規範である平和主義条項が蹂躪され, 再び戦争のできる国になったことへの怒りと失望感ないし悲しみ, 国民の主権者としての地位を侵害された憤りと屈辱感, 戦争に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安と恐怖, 日本が加害国となることへの不安と罪悪感, 自らと子孫の将来の生活に対する不安などであり, いずれも現実的な被害であって, 国賠法上の保護に値するものである。

これらの被害の本質は現実に起こってしまっただけからでは事後救済が不可能な戦争関連被害であり, 具体的な武力攻撃事態や緊急対処事態を待つまでもなく, 既に発生している。(なお, 甲B150高作正博意見書)

そもそも, 原告らの精神的苦痛が国賠法上の保護に値するためには, 新安保法制法制定の立法行為とその施行に係る政府の行為によって, 日本が他国との戦争に巻き込まれたり, 他国からの武力攻撃やテロ攻撃を受けたりするおそれが現実に切迫し, 原告ら国民・市民の生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が存

在しなければならないかという点は、かかる「おそれ」ないし「危険」の存在は、自然法則とは異なり、社会現象として不確実なものであるから、蓋然性の問題であり、経験則ないし社会通念に照らして、原告らの抱く不安ないし恐怖が被害妄想や杞憂とみられる場合は別として、国賠法上の保護に値するというべきである。新安保法制法が文字どおり「平和安全法制」であって、わが国が米国等の戦争に巻き込まれたり、他国から武力攻撃やテロ攻撃を受けたりするおそれが存在しないというなら、被告において抗弁として主張し、立証ないし論証すべき事柄といわなければならない。

## 2 金銭的評価

原告らの精神的苦痛を金銭的に評価することは難しいが、内閣と国会が共同して原告らの信頼を大きく破壊したものであるから、各原告につき少なくとも金10万円の慰謝料の支払いを要する損害をこうむらせているというべきである。

## 第2 公務員の故意・過失及び因果関係

### 1 国務大臣と国会議員の故意・過失

前述のとおり、2014年7月1日の閣議決定をもって、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしていた昭和47年政府見解を変えることにより、憲法9条の解釈を変え、これに基づいて内閣において立案した新安保法制法案を2015年5月14日に閣議決定し、翌15日に国会に提出し、衆議院では同年7月16日に、参議院では同年9月19日にいずれも強行採決により原案のとおり可決成立させ、2016年3月29日から施行したものであって、内閣を構成する国務大臣も両議院の国会議員も、憲法9条の改正手続を潜脱して一見明白に違憲の内容を含む新安保法制法を制定することになることは認識していたはずであり、このような新安保法制法を強行すれば、原告ら国民・市民の権利ないし法的利益を侵害することになることを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこ

れを容易に知り，又は知り得べきであり，侵害を回避することが可能であったのに，これを怠った過失がある。

## 2 加害行為と損害との因果関係

新安保法制法制定に係る公務員の加害行為と第1記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明らかである。

# 第5章 新安保法制法について司法による憲法判断が不可避かつ必要であること

## 第1 はじめに

国家賠償法の制度趣旨および立法国賠に関する最高裁判所判例の判断枠組みに照らし，本件では立法内容の憲法適合性判断が必然的に先行しなければならず，訴訟の結論を導くために避けられない。同時に，本件では司法の謙抑性に基づくいわゆる憲法判断回避準則がとられるべきではなく，憲法判断は必要かつ決定的に重要である。これらの点については，既に準備書面（19）（23）でも論じたが，主張を整理し補充する。

## 第2 立法国賠において保護されるべき権利ないし利益について（改めて被告への反論をかねて）

### 1 付随的審査制と事件性の要件

付随的違憲立法審査制は，いわゆる事件性を要求するが，国家賠償法における被侵害利益は被告の言うレベルの具体的権利であることまでを要求するものではない。それは過去の立法国賠に関する最高裁判決からも明らかである。

例えば，広島徴用工在外被爆者訴訟最高裁判決は，「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律および原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく通達によって被った原告らの落胆，怒り，被差別感，不満感，焦燥感といった損害を賠償すべき責任がある」としている。

加えて後記平成27年の再婚禁止期間違憲判決も、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、(中略) 国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。」と判示し、立法国賠における被侵害利益について被告の言う具体的権利性を要求していない。

本訴訟における主権者として平和な国家に生きる安心等を害されたことによる原告らの不安感、焦燥感、落胆、怒りと言った精神的苦痛も立法国賠で賠償されるべき(保護されるべき)法的利益である。そもそも、国家賠償制度と性質を同じくする民法の不法行為においても精神的苦痛が賠償対象とされていることは言うまでもない。被告の主張は、裁判所に憲法判断を回避させようとする意図に基づき、これまでの最高裁判決を曲解し国家賠償制度の射程距離を不当に狭く限定せんとするもので、誤りである。

本件は、国家賠償法に基づく損害賠償請求権を訴訟物にする事件である。「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」(板まんだら事件判決—最三判昭56.4.7)であり、「事件性」が認められることは言うまでもない。ここに言う「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否」は、本件では原告らの国家賠償請求権の存否にほかならず、被告の主張する「国賠制度における被侵害利益の具体的権利性」とは異なる。本件において、原告らの訴えをもって「つまるところは抽象的違憲判断を求めるものである」という理由で憲法判断を回避することはできない。

## 2 立法国賠における最高裁判所の判断枠組みと本件における違憲判断の

不可避性

### (1) 立法国賠に関する最高裁判決と判断枠組み

公務員の公権力行使（不作為を含む）が違憲違法であることにより精神的苦痛をこうむったとして国賠法1条に基づいて提起される損害賠償請求訴訟を違憲国賠法訴訟と呼び、付随的違憲審査制ゆえの限界のなかで、裁判例を分析しながら、抽象的審査に転化することなく、裁判所の司法審査を引き出す条件をさぐり、司法審査のあり方が探求されている（棟居快行『憲法の原理と解釈』（信山社 2020年1月30日第1版第1刷発行）353頁以下）。

違憲国賠訴訟は、人権に関わる重要な憲法価値を擁護するため、国民が工夫をこらした訴訟形態であり、司法に対する信頼を基礎にその憲法保障機能と人権保障機能に託したものである。

そして、ここ10年にわたる最高裁判所の違憲立法審査権の積極的行使の姿勢（後記）は、国民の司法に対する信頼に応えようとするものであり、本件がその例外とされる理由は全くない。

以下、最高裁判決の判断枠組みの変遷について順を追って説明する。

### (2) 最高裁判決の判断枠組みの変遷

ア 昭和60年の最高裁判決は、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うがごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」とした（以下「昭和60年判決」と表示する）。

イ しかし、最高裁が認める立法国賠の要件はその後事実上緩和されている。

すなわち、在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件上告審判決（最高裁判平成17年9月14日大法院判決 民集59巻7号2087頁）は、「立法内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。」とした。（以下「平成17年判決」と表示する）

ウ さらに、再婚禁止期間違憲訴訟の損害賠償請求事件上告審判決（最高裁判平成27年12月16日大法院判決 民集69巻8号2427頁）は、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。」としている。（以下「平成27年判決」と表示する。）

エ 上述のイおよびウは、いずれも立法不作為の場合であり、イの事例では在外国民に国政選挙において投票をする機会を与える立法をしないのは憲法15条1項、3項、43条1項、44条ただし書に違反するとの判断を前提とするもので、いずれも違憲審査をしたうえで、立法不作為の国賠法上の違法性を判断し、イの事例では国会議員の過失の存在は否定できないとして、国賠法上違法と評価し、慰謝料請求の一部を認容した。ウの事例では6か月の再婚禁止期間を定めた規定の憲法違反となる部分が国会にとって明白であったということは困難であるとして、国賠法上違法と評価することはでき

ないと判断した。

重要なことは、国会議員の立法不作為について違憲審査を行ったことであり、ウの事例では、国賠法上の違法性を認めなかったが、民法733条1項の合憲性について判断をしたことである。事柄が女性の再婚禁止期間という重要な人権問題であり、社会的影響も大きいことから、最高裁の判断を示すことが法的正義の実現と婚姻秩序の安定のために必要だと考えられたからではないかと推察される。この最高裁判決の判旨に沿って翌平成28年に民法733条が改正された。

オ 新安保法制法は、長年の政府解釈をレトリック上の詭弁をもって解釈改憲を敢行したもので、法的にはクーデターと言われるものであり、昭和60年判決に言う「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うがごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に該当する。当然、平成17年判決に言う「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」や平成27年判決に言う「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白である場合」にも該当することは準備書面(19)(23)などでも論述した。なお、念のため述べると、平成17年判決に言う「国民に憲法上保障されている権利」が被告の主張する「具体的権利」と同義ではないことはすでに述べた通りである。

「立法内容が、権利を違法に侵害するものであることが明白」(平成17年判決)「法律の規定が権利利益を合理的理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白」(平成27年判決)という要件を満たすかどうかの判断において、立法内容そのものの憲法適合性の判断は論理上避けることができない。

### (3) 平成17年判決及び27年判決の判断枠組みと立法国賠における判断順序

そもそも、国賠訴訟の要件事実からは、違法行為→損害の発生（権利侵害）→因果関係の順に判断されるべきであるので、本件でも論理的には、違法行為すなわち憲法適合性に関する判断が、権利侵害の発生の有無の判断に先行するはずである。

この点、平成17年判決、平成27年判決および同日になされた夫婦同姓強制規定合憲判決いずれもが、問題となっている立法内容の憲法適合性判断を先行させた。本件において、これと異なる判断手法をとる理由は全くない。

## 第3 新安保法制法の司法による憲法適合性判断の必要性と重要性

### 1 最近の最高裁の活性化と憲法判断の精緻化

平成27年夫婦同姓強制規定合憲判決（平成26年（オ）第1023号 損害賠償請求事件 平成27年12月16日）が結論が請求棄却であっても憲法適合性判断を先行させた趣旨に関して、以下の分析がなされている。すなわち、合憲又は違憲の判断を明示的に示す必要性が当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した個々の事案ごとの裁判所の裁量に委ねられ、特に憲法判断を責務とする最高裁判決においては、憲法適合性につき各裁判官の多様な意見があり得る事件について、仮に国家賠償請求を棄却すべきものとする場合であっても、憲法判断についての各裁判官の意見を明示的に示すために、憲法適合性を判断したものである（判タ1421号，89頁）。

この10年余りの間、最高裁は5件の法令違憲の判断をし、最近の最高裁の活性化と憲法判断の精緻化の流れは、今日まで続いている。最近の最高裁は、立法裁量が比較的広範な領域でも、憲法適合性が重要争点となっている事件では、立法府に許される裁量権が適切に行使されているかという観点から立法府の裁量権に対する統制を行っている。

さらに、昭和60年判決、平成17年判決、平成27年判決から読み取れるところは、「一見明白に違憲な立法行為は国賠法上も違法である（少なくとも違法である可能性がある）」ということである。一見明白に違憲を疑うべき内容の立法行為がなされた場合、憲法判断を回避することは、立法国賠の要件事実たる違法性について判断を欠くことになる。従って、判断回避は許されず判断することが義務的であると言える。

なお、佐藤幸治教授によれば、「憲法判断回避の準則をどこまで厳格に考えなければならぬかは一つの問題である。この点厳格に解する説もあるが、国民の基本的な人権にかかわり、類似の事件が多発するおそれがあり、しかも憲法上の争点が明確であるというような事情の存する場合には、裁判所が憲法判断をすることが是認されてしかるべきものであろう」とされている。

## 2 本訴訟における憲法判断の必要性

本訴訟では、国民の関心が憲法適合性にあり、全国各地で同種訴訟が提起されている。合憲又は違憲の判断を明示的に示す必要性とその重要性は過去類を見ないほどである。特に日本の国のあり方を根本的に変える解釈改憲を放置するか否かが問われており、この観点から考えても、憲法適合性審査は裁判所の義務と言って過言でない。下級審にも違憲立法審査権が付与されており、憲法適合性判断を躊躇すべきではない。

そもそも、国賠訴訟のみならず、ほとんどの種類の訴訟で、近年争点整理の重要性が指摘され、争点を絞り、最重要争点について判断するというのが裁判所の態度である。その観点からも、裁判所は重要争点の判断を避けることはできない。そのような裁判は国民のためにならず、事件・事案の終局的解決及び人権保障につながらない。平成17年判決、平成27年判決が、いずれも法令の憲法適合性について判断を先行させたのは、それが最重要争点であったからに他ならない。

本件でも、被告の訴訟態度は、準備書面（19）で主張したとおり新安法制

法の違憲性を否定するものと解するほかはなく、弁論の全趣旨に照らしても、憲法適合性は最重要争点となっている。

### 3 本件の被侵害利益の特殊性と憲法判断の必要性

#### (1) 被侵害利益の性質・戦争被害

本訴訟で原告らが訴えているのは戦争に巻き込まれる危険を感じることによる戦争体験のトラウマ再現や不安、恐怖、焦燥感、怒りなどである。すなわち、戦争関連被害であって、他の生命・身体等への権利侵害とは別の考慮が必要である。

具体的には、戦争被害は、歴史的に見ても、国際関係の悪化や情勢の緊迫化から現実の武力攻撃等の発生まで一気に、数日で進む可能性があることを考慮しなければならず、一度戦争が起こり、戦争に巻き込まれた場合には、事後的救済が困難である。

すなわち、本訴訟のような立法国賠の場合には、現実の被侵害利益の大小・損害の範囲が問題となっているのではなく、被侵害利益の法適合性が問題となっており、原告らの不安や焦燥、怒り等が全くの被害妄想や杞憂であることが明らかでない限り法的に保護されねばならない。

戦争被害という具体的な危険が発生してからでは損害回復が不可能な権利が被侵害利益となっているのであり、通常生命・身体への権利侵害の場合と同様の具体的・現実的危険ないし被害が発生するまで保護されないとすれば、実際に被害が発生する段階では、司法権の発動どころか、国家転覆の危険すらあり、救済は不可能である。それは、現実の被害を甘受せよと言うに等しい。従って、前倒しの保護がどうしても必要であり、国家機関でそれができるのは今や司法において他にない。もはや多数決原理による民主的過程を待っては遅い。また、多数決原理でも奪えない国民の憲法上の権利ないし法的利益保護の問題であり、多数決原理に伴う受忍限度内の被害などとして片付けられない。

(以上前掲 甲B150 高作意見書)

## (2) 違憲立法審査権の憲法保障機能と国家賠償制度の法治主義維持機能

付随的違憲立法審査制であっても人権保障機能だけでなく憲法保障機能があり、これを発揮することが期待されていることは準備書面(17)でも述べた。また違憲立法審査制についてどのような制度をとるにかかわらず多くの国々の裁判所が積極的に違憲判断を行っている実情はすでに主張立証した(甲B17青井意見書, 同66青井調書, 飯島証人調書24~26など)。

加えて、国家賠償法には、公務員ないし国家の行為が法に従って行われるべきであるという法治主義を維持する機能がある。

憲法に反し、かつ法に反する疑いのある国家の行為が繰り返されるが、審査されないということは、憲法保障機能と法治主義維持機能を害する。(前掲高作意見書)

日本が立憲主義に基づく法治国家であるか否かが問われている。

## 第4 小括

繰り返すが、本件は新安保法制法の憲法9条違反が明白であり解釈改憲がなされたとして、その憲法適合性が直接的に問われている訴訟である。裁判所が合憲性統制に積極的に乗りだすべき場面であり、憲法判断は裁判所の重大な職責であり、避けることはできない。

## 終章 おわりに——原告らが裁判所に望むこと

- 1 武力の本質は殺傷と環境破壊である。武力による威嚇は自国の要求を受け入れさせるための強迫行為である。世界はこれらを違法とし克服するために前世紀から継続して努力してきた。それは世界から戦争と武力(暴力)の元凶たる圧迫と偏狭、専制と隷属を永遠になくそうとする努力である。日本国民は、その国際的

努力において先頭にたち、平和を愛する世界の人々の公正と信義に信頼して、自らの安全と生存を確保するため、戦争を放棄し、軍隊を持たず、政府に戦争を二度とさせないことを誓った。そして、全世界の人々が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生きる権利を有することを確認した。(日本国憲法前文、9条)

国際連合においては、「人間の安全保障」概念のもと、2016年12月19日平和への権利宣言が採択され、核兵器禁止条約が2021年1月に発効することとなり、誰1人取り残さない(SDGs Sustainable Development Goals)という行動計画に取り組んでいる。このような国際的な法秩序において、日本国憲法の徹底した恒久平和主義の立場は先駆的であるとともに現実的なものになりつつある。国際的にも国内的にも、もはや、日本国憲法前文を抽象的な理想を語るにとどまるなどと解釈できる社会情勢ではない。勿論、その裁判規範性を否定できる合理的根拠もない。また日本国憲法13条は個人の尊厳と生命、自由、幸福追求権を謳うが、武力行使の被害者にも加害者にもならず、かつその脅威にも晒されないことは、全ての諸権利の基盤であり前提である。国民主権主義に照らし憲法制定権力及びその変形たる憲法改正権力は国民にあり、日本国憲法96条の国民投票制度は、その権利を実効あらしめるための制度的保障である。

- 2 これらは、日本国憲法の特徴たる恒久平和主義、基本的人権尊重、国民主権主義から容易に導き出せるものであり、日本国民にとって最も重要な基本的権利ないし憲法上認められる法的利益である。

国家賠償法は、国家の目的が国民の個人の尊厳・基本的人権尊重にあることに照らし、公務員の違法行為による個人の権利侵害を保護する制度であり、日本国憲法17条の実施法である。日本国憲法に位置づけられた制度が、日本国憲法から導き出されるこれらの重要な諸権利ないし法的利益を対象外にしているとは到底考えられないところである。

3 新安保法制法が、日本を武力行使加担国にし、引いては日本だけでなく世界の人々を恐怖と欠乏に陥れる危険な法律であり日本国憲法に明白に違反することは既に繰り返し述べてきた。国民を戦争ないし戦争準備体制に巻き込み、経済的には格差と大多数の国民の相対的貧困と不利益を、社会的には相互不信と分断と孤立を、心理的には日常かつ具体的な不安と精神の荒廃をもたらすことは、これ以上ないほどの重大な違法行為である。違憲の新安保法制法成立によって、現実には、国民に、明確な根拠のある具体的な不安や日常生活上の不利益をもたらしていることも本訴訟で原告は繰り返し明らかにしてきた。もはや、武力攻撃事態を待たなければ損害がないなどと現実逃避の幻想が許容される場面ではない。それでは遅すぎるが故の本訴訟である。

戦後、国家賠償責任を問われた公害、環境、ハンセン病を代表とする感染症への差別偏見もまた、究極的には戦争・武力に依存する国家・政治・経済体制と密接に関連している。そして、これらについては、司法において一定の救済がなされてきた。戦争克服への途上である世界情勢を踏まえ平和憲法の枠内での武力依存にとどめる努力をしてきた日本の体制を質の異なる積極的武力国家体制に変容させるのが、新安保法制にはほかならない。この明白な違憲立法によって国民の未来に暗黒をもたらすこともまた明白である。これらの国民の被害が保護されないなどというのは司法の姿勢としても、法理論・法解釈としても破綻している。

4 裁判官はその良心に従い独立して職権を行い、憲法、法律にのみ拘束される（日本国憲法76条3項）。憲法が三権分立を定め、裁判所に司法権を委ねたのは、立法権および行政権の権限行使が憲法および法に適合するか否かをチェックし、立憲主義と法治主義を守る役割を期待したからに他ならない。そのバランスが大きく崩れようとしている。言うまでもなく、間接民主制は国民の政権に対する「白紙委任」を意味しない。そして、憲法が国家の政治原則と政治体制を規定する最高法規である以上、違憲性を問う問題は政治と無関係ではあり得ない。判断を回

避することは、結局、立法・行政の違憲立法を追認し、改憲を目指してきた歴代政権が差し控えてきた禁じ手の解釈改憲を黙認し、それに手を貸すことに他ならない。そして、それは、裁判所が憲法が期待する権限を行使せず、時の政権の奴隷となり、裁判官の良心を売り渡すことである。それは、国民からの信頼を失う自殺行為に他ならない。日本国憲法が改正されていないことは公知の事実である。日本国憲法および国家賠償法に照らし愚直に法解釈を突き詰めれば、自ずと結論は明らかである。

以上